

平成25年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月17日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成25年9月17日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 認定第1号 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第16号 平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第17号 平成24年度可児市水道事業会計決算認定について
- 議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（19名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	伊藤 英生
委員	林 則夫	委員	可児 慶志

委員	龜谷光
委員	伊藤健二
委員	中村悟
委員	野呂和久
委員	川合敏己
委員	澤野伸博
委員	山口正博
委員	出口忠雄

委員	富田牧子
委員	小川富貴
委員	山根一男
委員	天羽良明
委員	酒井正司
委員	山田喜弘
委員	板津博之

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加納正佳
会計管理者	平田稔
企画経済部参事	荘加淳夫
財政課長	渡辺達也
産業振興課長	山口和己
総務部次長兼 総務課長	吉田隆
防災安全課長	細野雅央
税務課長	林良治
監査委員 事務局長	金子孝司
子育て政策室長	高井美樹

総務部長	古山隆行
議会事務局長	高木伸二
総合政策課長	牛江宏
経済政策課長	村瀬雅也
農業委員会 事務局課長	山口功
秘書課長	前田伸寿
管財検査課長	佐合清吾
収納課長	田上元一
議会事務局 議会総務課長	松倉良典
公有財産 経営室長	伊藤利高

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	小池祐功
-------------	------

議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------

委員長（伊藤 壽君） 皆様、おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

まず出口委員でございますが、都合によりおくれるとの連絡をいただいておりますので、よろしくをお願いします。

本日は、当委員会に付託されました認定第1号から認定第17号の平成24年度各会計決算及び議案第43号から議案第46号の平成25年度各会計補正予算のうち、総務企画委員会所管分に対する質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑一覧に沿って1問ずつ行います。重複する質問につきましては、事前質疑を提出いただいた全ての委員に順次説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をしてください。

それでは、議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について、川合敏己委員より質疑いただきますよう、よろしくをお願いします。

委員（川合敏己君） 資料番号8、ページ数1、事業名、生活安全推進事業、防犯灯設置事業に対する補助金は、平成23年度比で約377万円の増額でした。また、平成25年度9月補正予算でも350万円が改めて計上されております。これらは地域の要望に十分に抑えられているのか、防犯灯設置事業についてのここ1年の実態について説明をお願いしたい。以上です。

委員（野呂和久君） 同じ生活安全推進事業です。

平成24年度決算額で約1,000万円の防犯灯設置補助金でした。暗い夜道を照らす明るさ確保から、安全性の向上、また電気コスト、電球の耐久性といった維持費の削減や主要電力を抑えるといった省エネなどが必要な事業と考えますが、今後の予算編成と防犯灯のLED化推進の上から、1つ目として、防犯灯の市内の設置総数は把握されていますか。2つ目、LED化に向けての目標設定等はあるのか、御答弁をお願いします。

委員（板津博之君） 同じ生活安全推進事業で、防犯灯設置件数は対前年度比29件で238灯と増加し、今年度も補正が出ている。増加した理由は、また、そのうちLEDの占める割合は。また、今後補助額が増加する可能性はあるか。以上です。

防災安全課長（細野雅央君） それではお答えします。

まず防犯灯の設置に係る補助につきましては、予算要求時におきまして前年度実績、あるいは当年度の状況、それから連絡所を通じまして各自治会の次年度における意向などを勘案して予算要求を行っているところでございます。

平成24年度、平成25年度におきましては、市全体の厳しい財政事情もございまして、自治

会の要望に十分応えることができず、やむなく補正をお願いすることになったものでございます。

防犯灯設置補助に係る実態につきましては、基本的には申請の順に書類を受理し、補助額の決定通知を行っているところでございます。平成25年度におきましては、5月の下旬に当初予算がなくなりまして、それ以後は、補助金を希望する自治会に対しまして、その旨をお伝えするとともに、約束はできませんけれども、補正の可能性にも少し言及をしまして、待っていただく以外に、その当時はそれ以外にないという回答をさせていただいたところでございます。

こうしたことが2年連続で続いたために、自治会役員は年度が変わったら直ちに申請を行わないといけないという意識が植えつけられたようでございます。多くの自治会から、4月上旬に申請書が提出されるという実態になっております。

今回お願いする補正につきましては、今年度補助申請を待っていただいている自治会に加え、連絡所を通じまして、これとは別で補助申請を予定している自治会を把握した結果でございまして、そうした状況からは、今年度、地域の要望に応えることができる補正額になっているのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、補正予算額は、補助申請を予定している自治会を把握した結果でございまして、その後新たに申請をしたい、あるいは申請額を大幅にふやしたいという意向がある自治会に対しましては、最初に調査した自治会の意向を優先するという意味におきましても、本年度の申請を待っていただいて、来年度にお願いしなければならないケースもあるかもしれないということを申し添えているところでございます。

続きまして、防犯灯の設置総数でございますけれども、設置主体が自治会であるため、正確には把握してございません。ただし、これまでの補助申請件数の実績から、市内には少なくとも3,000灯以上あるのではないかと推測をしているところでございます。

それから、LED化に向けた目標につきましては、防犯灯設置の主体が自治会ということもありますので、特に市が目標設定を設けているわけではございません。

なお、これまでの補助金の申請からLED化された防犯灯は、今年度分を含めて約1,200灯あるということでございます。

それから、防犯灯の設置補助が増加した理由でございますが、東日本大震災を契機といたします電力需要の逼迫であるとか、それに伴う省エネ意識の高まり、そして自治会におきましても、維持管理コストが通常の蛍光灯よりも安く済むということが要因でございます。

それから、特にLEDにしますと、通常、蛍光管ですと大体2年ぐらいで球の交換をしなければなりません、LEDにすることによりまして、約10年ぐらいもつということも大きな理由かと思えます。

平成25年度におきますこれまでの補助に対するLEDの占める割合、これは100%、全てLEDへの交換でございます。

補助額につきましては、補正後の予算ベースで1,100万円から1,150万円となっております

ので、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。以上でございます。
委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、そのほかの質疑を許します。

質問される方は、お1人質疑1回につき1問としてください。

ほかにはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、議案第43号から議案第46号の平成25年度各会計補正予算についての質疑を終了
します。

次に、認定第1号から認定第17号の平成24年度各会計決算について、山根一男委員より一
問ずつ質疑をいただきますよう、よろしくお願ひします。

委員（山根一男君） 資料ナンバー2の予算書の2ページ、最上段のところですが、
平成24年度一般会計における市税の不納欠損額が3億1,102万5,336円と、対前年比約219%
と著しく増加している、その主な要因は何か。また、どのような防止策を講じたのかという
質問です。

収納課長（田上元一君） 不納欠損の法律上の事由につきましては3点ございます。

1つ目は、滞納処分の執行停止が3年間継続をした場合、これは地方税法第15条の7第4
項でございます。

2つ目に、滞納処分の執行停止をした場合において徴収できないことが明らかであるとき
に、納入義務を直ちに消滅させる場合、これは即時欠損というふうに申し上げておりますけ
れども、地方税法第15条の7第5項でございます。

3点目が、徴収権を5年間行使しなかった場合、これは消滅時効ということで、地方税法
の第18条の3点がございます。

不納欠損の基準につきましては、今申し上げました地方税法でありますとか、その通達、
行政実例等でございますが、収納課では具体的な運用を課員全員で統一するために平成15年
3月に滞納処分の執行停止基準を策定いたしまして、執行停止、並びに不納欠損を適切に実
施しているところでございます。

不納欠損の額が増加した理由といたしましては、市内の不動産業者が破産宣告を受け、そ
の破産事件が平成24年度に終了し、実態がなくなった法人の滞納市税、これは固定資産税と
都市計画税約2億円ほどを地方税法第15条の7第5項の即時欠損として不納欠損したという
大口の案件があることによるものでございます。

この法人につきましては、総額で約3億円ほどの滞納がございまして、抵当権を設定して
おりましたが、その抵当権抹消に伴う入金として約9,300万円ほど、その後、破産手続によ
り配当金として約140万円をそれぞれ税金に充当いたしまして、全ての徴収手続が終了した
というものでございます。

防止策はどうかというお尋ねでございますけれども、私ども収納課の職員は、市長より徴

税吏員証を発行いただいております。これは、税金の徴収のために市税滞納者の財産調査でありますとか、自宅等の搜索、そして財産の差し押さえなどを執行できる強い権限を与えられているものでございます。

市税の徴収につきましては、滞納繰り越しとならないように、まずは現年度内納付を繰り返し催告していくと。また、滞納繰り越しとなった事案に対しましては、各徴税吏員が個別の事案をしっかりと把握をしまして対応していくというような基本姿勢で臨んでおります。

滞納事案につきましては、納税意思がないものに対しましては、財産調査の上、滞納処分を毅然として行う。納税意思はあるが、何らかの事情により支払えないものに対しては、納税猶予や分割納付など、きめ細やかな納税指導を行う。財産がない、あるいは行方不明、そして帰国をしてしまった外国人、実態のなくなった法人などは、基準に基づき執行停止や不納欠損を行うというふうにしております。

不納欠損は、基準に従って各徴税吏員が個別事案ごとに判断をいたしまして、それら全てを個別に課長が決裁をしております、各徴税吏員が個別案件を正確に見きわめるということが重要であるというふうと考えております。

したがって、滞納整理の基本である、取る、押さえる、落とすを適正に行った結果であると考えておまして、額としては多額ではございますが、基準に基づいて適正に実施したものであるというふうと考えております。したがって、防止策ということではございませんが、今後ともこうした滞納整理の基本姿勢を堅持していくことが大切であるというふうと考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質問をお願いします。

委員（山根一男君） 同じく予算書、資料ナンバー2の4ページです。中段あたりですけれども、これも平成24年度一般会計につきまして、今と同じような質問になります。

分担金及び負担金の不納欠損額74万3,240円及び収入未済額2,339万6,210円、諸収入の不納欠損額24万5,260円及び収入未済額2,576万8,779円についての詳細及び今後の収納の方策について説明していただきたいという質問です。

委員長（伊藤 壽君） この質問につきましては、全体の説明は収納課のほうでしていただきますが、詳細の関連につきましては、それぞれ所管で対応するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

収納課長（田上元一君） まず分担金及び負担金の不納欠損74万3,240円、並びに収入未済額2,339万6,210円につきましては、いずれも保育園保育料でございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損額24万5,260円は、学校給食費17万4,080円、並びにキッズクラブ保育料7万1,180円でございます。

収入未済額2,576万8,779円は、弁償金として9,980円、学校給食費として945万500円、生活保護費返還金として900万5,344円、福祉医療費助成金返還金として3万4,375円、児童扶養手当返還金として452万440円、児童手当返還金として219万円、子ども手当返還金として28万7,000円、キッズクラブ保育料として27万1,140円でございます。

次に、今後の収納方策でございますが、御案内のとおり、市が取り扱う債権は、市税など自力執行権を持つ強制徴収公債権と、自力執行権を持たない非強制徴収公債権、並びに私債権の3種類がございます。

住民負担の公平性確保の見地から、特に自力執行権を持たない非強制徴収公債権及び私債権については、より管理を徹底いたしまして、徴収強化を図っていかねばというふうに考えております。

私ども収納課は、市全体の徴収体制の中心として、各徴収担当部局との連絡調整などの役割を果たすことになっておりまして、さまざまな取り組みを行っております。

収納課が行いました昨年度の主な取り組みといたしましては、全ての徴収担当課を対象といたしましたスキルアップのための徴収事務説明会を開催する。徴収実態調査を行いまして、徴収担当部局ごとに徴収計画の策定をお願いいたしまして、徴収の目標を明確にする。市税と同じ強制徴収公債権に対しましては、徴収の引き受けや徴収アドバイザーを配置して個別事案の処理方針をアドバイスする。非強制徴収公債権、並びに私債権に対しましては、弁護士による債権回収業務委託の支援を行うなどがございました。

今後も、全ての徴収担当のレベルがさらに向上するように、適切な助言を行っていきたいと考えております。また、各徴収担当課において、日々の滞納整理の一層の充実が図られるよう指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員（富田牧子君） 資料ナンバー3の5ページのところで、義務的経費について、人件費が前年度に比べて1億2,083万円減少したという記述がありますが、どの部分でこの人件費が減少したのか、詳しく説明をしてください。

委員（伊藤健二君） 同様の項目で、平成24年度の普通会計決算分析資料編4-1性質別決算の人件費の欄ですが、同様の減額がございます。その主な理由、職員の定員定数状況とのかかわりについても説明をお願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） 人件費につきましては、給料、それから職員手当、共済費が主な費用でございます。

まず減額の要因でございます。

平成24年4月1日から公共施設振興公社に調理員、栄養士6名を派遣いたしました。それから、体育連盟に1名を派遣いたしました。これで約5,000万円の減額となります。

それと、昨年度年度途中で2名の職員が退職をしております。1名、保育士が自己都合退職、それから1名、課長補佐が死亡退職ということで、年度途中で退職をしております。この影響で約1,000万円でございます。

それから、定年前の勧奨退職ということで、部長1名、課長1名、課長補佐1名、3名が定年前の勧奨退職ということで退職しておりまして、これで約3,000万円ほどの減額でございます。

それから、平成23年度末退職者13名、平成24年度新規採用者11名、この両者の差額が約3,500万円ほどございます。それ以外に、子ども手当の変更、平成23年度から平成24年度に

かけまして、子ども手当が児童手当に変更となったということと、それから時間外手当の減ということで、合わせて1,000万円ほどございます。この合計が1億3,500万円でございます。

プラス要因としましては、職員の昇給等がございますので、差し引き1億2,000万円ほどの減額となったものでございます。

定数につきましては、ここ数年、510名を切ることで推移をしております。平成23年4月1日の定数が506名でございます。平成24年4月1日の定数が507名、今年度4月1日が510名でございますが、定数内カウント、定数外カウントがございまして、職員総数としては、平成23年517名、平成24年が512名、平成25年が515名ということで、平成23年から平成24年にかけて5名の職員が減っておるというところでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質問に移ります。

委員（伊藤健二君） 4番です。資料ナンバー3のページ11、税務課関係で、決算の審査意見書11ページ及び平成24年度決算分析資料編の中にあります市税関係です。

市税収入のうち固定資産税と都市計画税は同様の傾向を示しています。市民税では市民1人当たり税額が反転増額をしたわけですが、前2税、固定資産税と都市計画税のことですが、1人当たり税額については減少し、税収も落ち込んでいる現状です。固定資産税は17年ぶりに60億円を割り込みました。また都市計画税では、18年ぶりに11億円を割り込んだ状況となっています。

こうした増加してきた傾向が今度反転をし、一定の水準を割り込んで減ってくると。こうした状況、この原因は何かという点について、どのように分析しているかをお示しいただきたい。

また、今後、この傾向は一時的なことなのか、継続的にこうした傾向は続くのか。2つの税収額を今後も維持する対策というのは考えられるのか、御説明をお願いします。

税務課長（林 良治君） それでは、お答えいたします。

固定資産税及び都市計画税は、平成24年度に3年に1度の評価がえがあったこともありまして、大きく減少しました。委員御指摘のとおり、この2税については、ほぼ20年ぶりの低い税収額となっております。

その要因としては、1つは、家屋において、ここ数年間、新增築の建物の件数や総床面積が大きく減少しているため、そしてもう1つは、土地において、近年地価が引き続き下落しているために評価額が下落しており、結果として税収が減収しているためでございます。

まず家屋についてですが、過去においては、3年に1度の評価がえの際には、既存の家屋の評価額がかなり下がるために税収は減少することになりますが、その一方で、新增築の建物が毎年それなりに建築されており、それらの分は増収となるために、結果として税収が大きく減少することはありませんでした。

しかし、平成21年から23年にかけては、当市内の新增築の家屋の建築は大きく落ち込み、

過去20年でも最低の水準となりました。具体的な数値で申し上げますと、件数では過去20年間において、平成20年までは年間600件を下回ったことはありませんでしたが、平成21年から平成23年の間は、どの年も年間400件台であり、さらに総床面積でいえば、同じく平成20年までは年間で合計11万平方メートルを下回ったことはなく、20万平方メートル超えの年もあったのですが、平成21年からの3年間は6万から8万平方メートル台となっており、かなりの落ち込みとなっております。特に大規模な建物の建築は、この期間はほとんどありませんでした。

このように、過去において固定資産税や都市計画税の減収の歯どめとなっていました新增築家屋の建築が、ここへ来て大きく落ち込んだため、この2税の減収につながったものです。

また、土地については、御承知のとおり地価が下落しているために、特に宅地や雑種地の評価額が下がっております。これについても、家屋の例と同じように、大型の宅地開発や工場、あるいは商業施設等の建設があれば宅地の床面積もふえますので、結果として2つの税の減収は少なくなるのですが、平成23年までの数年間はこうしたものがほとんどなく、結果として大きく減収したものです。

次に、固定資産税と都市計画税の今後の動向ですが、平成24年度には、市内には大型の工場や配送センター、あるいはショッピングセンターが建設されて、このために平成25年度、つまり今年度の2つの税収は、前年度に比べて増収となる見込みですし、ことしに入りまして二野工業団地内の大型工場や大森地内の大型倉庫などの建設が予定されておりまして、これらにより、来年度の2税の税収も、今年度並み程度は想定されるところでございます。

しかし、それ以降については、景気の動向もあり、予測は難しいと思われませんが、少なくとも昨年やことしのような大型建物の建設ラッシュが今後も続くとは考えにくく、したがって、中・長期的にはさらに減収となる可能性もあると考えます。

したがって、その対策としては、もちろん税収の確保として、税務課として適正な課税と捕捉に努めるとともに、収納課とも協調のもと、収納率の向上にさらに努力する必要がありますが、抜本的な対策としては、これは税務課の範疇を超える話でございますが、大型の商業施設や工場、倉庫、あるいは研究施設等の誘致、そして若い世代、子育て世代が市内に定住していただくような、魅力ある可児市の創造と発信が今後とも必要じゃないかと考えます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 済みません。もし試算の試算がされているようだったら教えていただきたいのですが、この固定資産税、将来、要するにリニア中央新幹線が入ったとき、およそ8キロの区間で30メートルか40メートルか100メートルかわかんないんですけども、それが入ったときの固定資産税は、どのくらいが見込まれているのかの、ざっくりとした試算はされていますか。

税務課長（林 良治君） リニア中央新幹線の件は、あした詳しい数字が出るということですが、一応リニア中央新幹線が通った場合、もし地下を通ったとすれば土地・家屋は関係ありませんが、償却資産が対象になるかと思えます。

ただ、その償却資産につきましては、非常にいろんな特例がございまして、例えば東北新幹線とか九州新幹線とか、こういったものは6分の1になるとか、あるいは青函連絡トンネルなども6分の1になるとかという特例がございまして。

したがって、このリニア中央新幹線もかなりいろんな特例とかが使われる可能性があるということと、取得価格がはっきり、償却資産ですから取得価格にその特例がかかって、それに1.4%の税率がかかるという形ですが、この辺の数字がまだ確定しておりませんので、正確な数字はとても難しいと思いますが、かつては数億円あるかないかというぐらいの数字が出たことが数年前にありますので、御参考までに申し上げます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、続きまして2問続けて、よろしく申し上げます。

委員（伊藤健二君） 5番目です。資料3の11ページ、収納課関係になります。

審査意見書11ページ、決算分析資料編の関係です。

11ページの市税、(2)市税の不納欠損額の内訳の中で、滞納処分の執行停止後、時効件数が多いのはなぜか。個人市民税では約81%を占める966件、軽自動車税では約82%を占める333件という大きな数字もございまして。また、不納欠損額が約1億7,000万円増加をして3億1,000万円あるが、これとの関係ではどうかという点があります。

続いて、その下の欄にも書いてありますが、同様の内容だそうなので一括して。

市税概要44ページ、不納欠損状況のうちで、固定資産税、都市計画税は過去5年で最少の件数であるのに、額においては前年対比3倍の過去最大であります。具体的にはどういうことか説明をお願いします。以上です。

収納課長（田上元一君） 不納欠損のうち、地方税法第15条の7第4項につきまして、滞納処分の執行を停止した徴収金の納入義務は、執行停止が3年間継続したときに消滅するというものでございまして。

この滞納処分の執行停止の事由につきましても3点ございまして、1.納者に滞納処分できる財産がないとき、2として、滞納処分により滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3点目として、滞納者の所在及び滞納処分できる財産ともに不明であるときの3つでございます。

行方不明者でありますとか、破産、競売の終了者、死亡者、帰国者、倒産や廃業した法人、調査をしても財産がないものについては、現年度課税分であっても積極的に執行停止をすることとしております。

地方税法第15条の7第4項に該当する市税は、平成21年度に執行停止したものが、3年継続したことにより不納欠損したものでございまして。

平成21年度を思い起こしますと、9月にリーマンショックが発生いたしまして、外国人を中心とした派遣労働者の雇いどめ等が問題になった年でございます。失職でありますとか、それに伴う所在不明、海外への帰国などが要因となりまして、個人市民税の滞納が増加いたしまして、結果として執行停止したものが多かったということではないかなというふうに考

えております。

ちなみに、個人市民税の執行停止の件数でございますが、ここにありますように、平成21年度は1,900件、平成22年度が891件、平成23年度が750件、平成24年度が488件というふうに落ちついてきておまして、数値からも裏づけることができるのではないかなというふうに思っております。

一方、軽自動車税につきましては、今申し上げましたリーマンショックの関係で、所在不明となった滞納者が所有したバイクなどがあるということも影響しておりますけれども、執行停止の件数を見ますと、平成21年度が372件、平成22年度が310件、平成23年度が464件、平成24年度が313件であり、件数の多少の増減はありますけれども、大きな増減はございません。

軽自動車税につきましては、車検不要のバイクでありますとか、車検を通さなかった軽自動車などを友人に譲渡をしたりとか、あるいは廃車しているにもかかわらず登録が抹消していないというケースが多くありまして、課税保留などの措置を行っているものも毎年多くの事案が発生をしており、対応に苦慮しておるということで執行停止にせざるを得ないというのが実情でございます。今後も、課税担当とより連携を密にしながら、滞納事案とならないように、適時適切な対応を図っていきたいというふうに考えております。

次に、不納欠損額が増加したことに関しましては、上記の関連ということではなく、固定資産税、都市計画税の滞納において、大口の即時欠損案件があったことが主な要因でございます。

その件につきましては、先ほど山根委員の質疑でもお答えいたしましたとおりでございますが、市内の不動産業者が破産宣告を受けまして、その破産事件が平成24年度に終了いたしました実態がなくなったということで、その法人の滞納市税について、地方税法第15条の7第5項の即時欠損として不納欠損を処理したと。大口の案件があったということによるものでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（伊藤健二君） その件は、今、質疑5番の下段のほうの説明は終わったんですか。

委員長（伊藤 壽君） 44ページ、(4)の不納欠損状況のうち、固定資産税、都市計画税はという……。

委員（伊藤健二君） はい、わかりました。ありがとうございます。この件はそれでいいです。

委員長（伊藤 壽君） それでは、引き続き伊藤健二委員、2問続けてお願いします。

委員（伊藤健二君） はい、じゃあ2問続けて。

資料ナンバー3の32ページ、財政課へお尋ねします。

予算決算委員会資料のナンバー2、基金積立額の目標設定についてという欄がございました。また、決算分析の資料の関係でも、該当する部分について、今一括して質疑をします。

審査意見書32ページ、財産に関する調書で、基金にかかわって、平成24年度公共施設整備

基金に約6億2,000万円を積み立てましたとあるわけですが、この施設の更新計画に必要な金額とはどういった水準になるものなのか。例えば15億円から20億円程度というような話であるのかどうなのか、その数字についてお尋ねをします。

大規模広域災害、例えば3連動の巨大地震等、こうしたものが発生したときに、何らかの施設への影響、傷む改修を必要とする修復等が必要となるわけでありますが、そうした場合の修繕費というものは、どの基金に必要な資金を積み立てるわけでしょうか。もうちょっと具体的に言えば、公共施設整備基金に積み立てるのか、財政調整基金に必要な額なるものを見立てて積み立てておくのか。どちらの基金に、もしくはそれ以外のものであるならばそれ以外のものにとということで、どこの基金に準備をするのか、考え方を説明してください。

続けて、同様の基金積み立てに関する質問です。

財政調整基金は目標額を決めず、20億円以上で会計年度間の財源の調整に使うと説明をされています。平成24年度の決算で約61億円を超えまして、積み増しが継続しておるわけですが、結果としてそれが自己目的化してはいないでしょうか。政府資金の臨時財政対策債を必要以上に、そういう意味で過度に借り入れをしていないでしょうか。対前年比3億2,700万円増額は本当に妥当であったのかどうなのか、平成24年度普通会計決算の分析1ページにそうした状況が示されています。

また、繰り上げ償還金が、これは政府との関係で決まるわけでありますが、過去3年間ゼロなのはなぜでしょうか。過去4年以上前については一定の期間、3年程度の間は繰り上げ償還で返せる借金は返してきたという経過があったわけですが、この間はありません。その状況と理由について、説明があればしてください。

財政調整基金の積み増し、自己目的化のあらわれではないかというふうに考えることもできなくはないので、その辺の説明について、再度お願いをしたいと思います。以上です。

財政課長（渡辺達也君） お答えいたします。

まず公共施設整備基金の積み立ての関係でございますが、今後、公共施設の維持補修に多額の費用がかかると想定されます。公共施設整備基金の積み立ての方針につきましては、本年度新設いたしました公有財産経営室におきまして、これは今年度、来年度の2カ年の時限的な組織でございますけど、この2カ年において、このファシリティー・マネジメントを検討する中で、施設の更新計画に必要な水準を検討中でございます。

それと、大規模災害発生時における緊急対応は、原則、財政調整基金で対応を考えております。

続きまして、次の質問でございますが、地方財政法第7条では、決算剰余金のうち2分の1以上の金額を積み立てるか、償還財源に充当すべき規定がございます。平成24年度では7億2,500万円ほどの取り崩しの取りやめ、これは3億2,500万円でございますが、及び積み立てを行いました。この積み立ては4億円ほどでございます。

また、ほかに4億2,500万円ほどは、有価証券売却収入を年度間の財源調整により積み立てることとしたものでございます。

それと、この積み立てにつきましては、その主な原資でございますけど、平成24年度決算におきましては、歳出予算で約8億9,500万円の不用額が生じましたが、1,000万円を超える不用額が生じた予算事業の理由につきましては、委員の皆様方に提出済みの資料のとおりでございます。その他の事業も入札差金によるものが主な理由でございます。歳出科目ごとの予算額の範囲内での支出をするため、費目ごとの不用額はどうしても生じるという状況でございます。

平成23年度の決算につきましては、県下他市と比べましても、実質収支比率、これは21市中9番目でございます。決して高いほうではないというふうを考えております。

臨時財政対策債、これは過度に借り入れていないかというような御指摘でございますが、臨時財政対策債は確かに増加しておりますが、発行可能額が約17億7,000万円でございます。そのうちの6割程度、約10億7,000万円に抑えております。

公債費全体では、約22億6,300万円から約22億400万円に2.6%減少しております。平成24年度決算に基づく実質公債費比率も、5.2%から4.2%に減少しております。起債残高も約3億1,400万円減少しております。約171億8,200万円となりました。関係する指標は、さらに良好な数字となっております。

それと、ちなみに当市の人口1人当たりの市債、借金の残高でございますが、県内市では一番低うございます。まだ平成24年度決算は、今どこの市町村も決算認定に付していただいておりますので、平成23年度の実績ベースでいきますと、可児市の場合、1人当たり18万2,733円となっております。これは県内21市では一番低うございます。それと、平成24年度決算財務書類4表、この19ページに記載がございますが、市民1人当たりの負債の状況では、同様な団体、比較都市で一番低い22万8,000円を示しております。

将来に対する負債が少ないことは、財政状況としては良好と言えるわけでございますが、一方では、社会資本形成の世代間の負担比率の観点から申し上げますと、今後も使うような公共施設を今の現役世代の納税者で全て負担してしまうのはいかがなものかということで、やはり将来、先々使う世代についても、そこら辺につきましては、負担の公平化という観点から、将来世代の負担割合が少ないほうが必ずよいというものではないと考えております。

それと、繰り上げ償還につきましては、御指摘のありました政府資金につきましては、返済期が到来していない利子、補償金免除というわけではありますが、補償金でございますが、補償金の免除の対象となる市債につきましては、平成21年度までに繰り上げ償還を終えておりまして、平成22年度以降は該当する市債がないために実施しておりません。いわゆる該当する市債がないというのは、政府資金では一般会計が利率が6%以上、特別会計は5%以上という条件がございます。

なお、この制度はあくまでも時限立法でございます。これは平成24年度限りで既に失効しております。ですので、現在は、この制度は利用できないという形になっております。

一方で、銀行縁故債、これは全て金利が3%以下となっております。そのうちの9割以上が2%以下という形でございますので、繰り上げ償還による効果は薄いというふうを考え

ております。もう一方では、先ほどの社会資本形成の世代間負担率の観点というものがございまして、借金を全て限りなくゼロ%にしていくというスタンスはとっておりません。

最後に財政調整基金、これは年度間の調整に活用しておるわけでございますが、必要と判断すれば取り崩して活用します。決して財政調整基金を積み立てることを目的、これは伊藤健二委員の自己目的化していないかという御指摘、御批判がございまして、決して積み立てること自体を目的として捻出しているわけではございません。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 御説明ありがとうございました。

再質問をさせていただくのは、財政調整基金の関係です。

それで、たまたま収支の差がプラスで出たんで、それが積み上がって、今はたまたま61億円あるよと、簡単に言うとそういう説明だという理解でよろしいですね。意図的にやったわけでもないし、何か大きな特別な操作をして積み増しをしているわけではないんだということでしたので、そういうことになります。

見解については、ここで議論する場じゃないのでやりませんが、社会資本にかかわるその比率の世代間負担についての御説明がございましたが、一言だけ私は、そういうのは全くナンセンスな議論だなというふうに思っています。

その上で、そうなる借金をして、将来世代に借金を残すことは、必ずしも間違いではないという説明があったわけです。私はそうは思いません。自己資金で、トヨタの経営を考えてもらえばいいですが、巨大資本がさらに利益を積み上げて、内部留保もため込んで、特別他の銀行から借金をしなくたって必要な事業が回していけるとなれば、一番それが強いわけであって、自治体においてもそういう意味において内部留保がたまるというんなら、それはそれで別に悪いことではないわけでありまして。

だから、問題なのは、借金を計画的にしないと、ある程度一定の比率でしていけないといけないう論理がさっき出てきたわけだけど、そうじゃなくて、借金は減らしていけるならどんどん減らしていけばいいんであって、借金をして新しい年度の事業を行うんじゃないかと、内部留保されたたまった資金があるなら、そこを財源にして事業を行って、新たな借金はせずに済ますという方法はないんですか。そこが聞きたいんですけど。

一定の比率で下げてはきているけど、借金をして事業を起こすというやり方をとっていますね。自己負担をする部分と、借財をして、それを事業資金に充ててやっているという方法なんです。それは、国の資金を借りると有利だからということで、借金をするのまじいんじゃないよと、上手に使えばいいことなんだよと、経営改善につながるよというような理屈がこれまであったんだけど、そうやって借金漬けになった自治体が多かったんで、借金は減らせというふうになっているわけですね。

それに対して、今も引き続き同じ路線を走っておるといふ説明が今あったんだけど、それで本当にいいんですかということをお説明してください。

財政課長（渡辺達也君） 借金をすることがいいというふうには申し上げておりませんが、なるべく借金は抑制していく、少なくしていく。ですから、臨時財政対策債につきましても、

可能額が11億円とかございますけど、いっぱい借りるんじゃないで、やはりなるべく借金はしない形で考えていこうと、そういうスタンスの中で、計画的に今借金は減らしているということでございます。

それと、当然、今ちょっとその前の議論に戻っちゃうのかもしれませんが、基金のお話もございましたが、当初予算では取り崩しを考えておったわけですね。いわゆる歳出、足らず前を3億2,000万円足りないということで、それをどうするかということで、これは財政調整基金を取り崩さなければならぬという形で取り崩した経緯がございますので、決算ベースで見て、最終的には積み上がった形になっておりますけど、もしその、今の自己目的化という話でございましたら、当初から積み立てをこндаけしておりますよという形であれば、それは伊藤委員おっしゃるような自己目的化というような、それは甘んじて受けざるを得んかなというふうに考えております。

それと今のお話で、いわゆる金のないことは間違いないわけでございますので、ためるときにはためると。でも、今後の施策の実現のためには、使うときは使うという財政運営の常道につきましては、本市としてもそのスタンスでやっておりますので、その中で、全部それを今のキャッシュで云々という形は、先ほどの原則からいっていかがなもんかなというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 以前の長瀬部長は、臨時財政対策債もできるだけ借りるべきではないというお考えをお持ちだったように思います。確かにそうおっしゃっていました。

臨時財政対策債6割といってもかなりの額になっているわけです。それでたくさん借りて、その分で財政調整基金のほうにプールしておくというやり方に見えるんですよね。そこら辺がどうかということについてお尋ねしているところだと思うんですけど、それぞれの哲学があるんだろうと思いますけれど、以前の長瀬さんが8億円近くに減らしていらっかったと思うんです。それでも、やっぱりするべきじゃないというふうにおっしゃっていたのをどういうふうに捉えられますでしょうか。

財政課長（渡辺達也君） 先ほどから申し上げておりますけど、なるべく借金をしないほうがいいだろうというスタンスの中で、さっきも申し上げましたけど、当初予算でも臨時財政対策債などの借金に頼るんじゃないで、今ある積み込んでおる、ため込んでおる基金の中から、当初予算では3億2,500万円ほど取り崩したという経緯がございますので、決してその臨時財政対策債を多く借りるとか、そういう形じゃなくて、キャッシュとして余裕があればそこから崩していくという形をとっておるものと考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 資料ナンバー4です。実績報告書のほうの27ページ、財政課、寄附金について、款17項1です。

寄附金額が3,048万4,776円と、対前年比で2倍以上にふえている。主な要因とどのような

方策によって伸びたのかの説明をいただきたい。以上です。

委員（板津博之君） 同じところで、平成24年度は105件ということだが、全体に占めるふるさと納税の内訳は、また増加した理由は。

委員（野呂和久君） 平成23年度の寄附件数10件から、平成24年度は約10倍の105件の伸びですが、寄附層、個人、団体、企業、県内、県外の内訳は。

寄附制度導入との関係をお願いします。

財政課長（渡辺達也君） 平成24年度は、自然と人の共生モニュメントへの寄附金が1,287万1,943円ございました。これが大きな増加要因となっております。

このモニュメントを除きますと、寄附金額は1,761万2,833円となりまして、増加額は267万9,033円となります。

寄附金額につきましては、大口寄附により年度により大きく変動するため一概には言えませんが、寄附件数はモニュメントを除き、平成23年度の15件から152件と137件の増加となっております。

昨年10月からふるさと応援寄附金という形へ制度の見直しを行いまして、寄附の目的を選択できることと、2万円以上の寄附にふるさとの特産品を贈るなどの特典を設けたこと、それと、さらには市内の企業関係者への積極的なPRが影響いたしまして、寄附件数が増加したものと考えております。

それと、ふるさと納税の内訳でございます。一般寄附金では、105件中102件が個人による寄附でございまして、これがふるさと納税の対象となるわけでございます。

それと、寄附層の内訳でございますが、一般寄附金に限りますと、寄附金額では約8割、金額にしますと551万3,000円が個人で、約2割、130万7,570円が企業・団体となっております。

地域別では、金額比で市内が約75%、県内市外が約20%、県外が約5%と、圧倒的に市内が多いです。金額、件数とも市内の寄附者が大半であるという点は、これまでと同様の傾向でございます。

金額としましては、昨年の1,452万円から682万円と減少しておりますけど、平成23年度は大口の1件1,000万円の寄附があったということで、これを除きますと452万円から682万円と1.5倍にふえているものでございます。以上でございます。

副委員長（伊藤英生君） 資料ナンバー4の34ページ、職員研修事業のところについてですが、職員意識改革研修（メンター）について、予算書からは、この研修を始めることが読み取れなかったが、どのような経緯でメンター導入に至ったのか。また、効果をお聞かせください。

秘書課長（前田伸寿君） 職員意識改革研修につきましては、全職員対象で460名出席しております。講師につきましては、市長、それから全国市町村国際文化研修所の学長ということで、講師代は無料でございますので、ほとんど経費はかかってございません。ですので、予算の概要の主な説明欄には掲載はしてございませんという経緯でございます。

制度の導入の背景といたしましては、職員の孤立化や年齢間の疎遠化、部下から多忙な上司に相談がしづらい。また、育成経験の少ない職員が増加しているということで、人材育成をする機会を創出していく必要があるということで、内部で導入について検討を進めておいたところでございます。

職場内の人間関係は、後輩にとっては職場における不安を解消したり、悩みを相談したりするなど、職業の生活形成に資するものであり、先輩職員にとっても後輩指導の機会になるため、双方の成長に寄与するというものでございます。

このような関係が自然に機能していれば、あえて特段の措置を講ずるまでもなく、職員相互の私的関係に委ねておけばよいというふうに考えられますが、最近の社会情勢、並びに職場環境を見ると、やっぱり職員の孤立化及び世代間の疎遠化が見られ、気軽に相談できる環境が必要となっていたということでございます。

また、最近では若手職員が少なく、後輩や部下の育成経験が少ない職員が増加してきているという状況でございます。こういった状況に対応するため、ともに能力を育成する制度として同制度を導入したということでございます。

平成24年度につきましては全体研修ということで、まず全職員に対してメンター制度の必要性を説明したということでございます。

運用につきましては、平成25年度から開始をしておりますので、効果があらわれてくるのはこれからということでございますが、平成25年度につきましては、新人職員を中心に実施をしておりますが、もう既にこの制度があってよかった、後輩職員の指導についても考えるよい機会であったという意見をいただいております。部課を超えた交流の機会ということにもなっておりますので、今後とも成果は上がってくると考えております。以上でございます。副委員長（伊藤英生君） ありがとうございます。

平成24年度は頭出しの部分だけだということであれですけれども、これはメンター制度という斜め上の上司というか、そういう扱いの感じになると思うんですけれども、確かに新入社員とかそういうところの効果はそうですけど、上司同士とか、そういったところで何か声は出ていますでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） それは、被相談者という意味ですか。相談する側で上司がおるかどうかという意味でしょうか。

副委員長（伊藤英生君） 要は、自分の部署の上司以外に相談する上司ができるという制度だというふうに理解しているんですけれども、上司同士の研修で行き違いとか、そういったことは起こり得ないということでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） その上司同士の研修というのは、メンターの研修は、今年度既に実施をしておりますけれども、現時点でそういった声は特には聞いておりません。

委員長（伊藤 壽君） それでは、続きまして小川委員、お願いします。

委員（小川富貴君） 資料4の秘書課、人事管理一般経費でございます。

東日本大震災に伴う職員派遣、どこに何人、目的、報告概要というふうにお聞きしていま

す。要するに、こういったことを通じて、可児市でのこういったことが起きたときに柱になる人づくりにつながっているかということが本当に聞きたいところの1点目であり、それを通じてネットワークみたいなものがつながっているのかということが2点目であり、今後のつながりにどういうふうな形になっているのかということが、本当に知りたいところの3点目でございます。以上です。

秘書課長（前田伸寿君） ちょっと最初の質疑と今おっしゃられたことで、幾分かちょっと内容が違うところがありますので、ちょっと説明が漏れるかもしれませんが、よろしくお願いいいたします。

まず東日本大震災に伴う職員派遣でございますが、平成24年度につきましては、岩手県釜石市に岐阜県市長会を通じて、保健指導の業務の支援のために保健師を2名、5月と11月、それぞれ1カ月間派遣をしております。業務につきましては、健康相談、介護予防教室、仮設住宅のフォロー者への家庭訪問ということ。

それから、同じく釜石市に建築関連業務の支援のために建築技術員1名を10月から12月まで3カ月間派遣をしております。派遣先につきましては、教育委員会でございます、小学校等の改修工事、耐震診断、耐震補強計画設計などを行ってきております。

それから、もう1つのほうが、可児市独自で派遣をしております宮城県多賀城市でございます。こちらにつきましては、下水道施設の災害復旧業務の支援のために、土木技術員を6カ月で2名ずつ、半年交代で合計4名を派遣しております。主な業務につきましては、下水道の災害復旧、測量、地質調査、下水道の面整備等でございます。

派遣業務の内容につきましては、派遣したごとに職員から庁議、これは職員の幹部の会議でございますが、この会議におきまして、担当した業務及び現地での生活状況等の報告を毎回受けております。また、土木及び建築士として技術派遣した職員につきましては、今年度7月に全技術員を対象に、被害の状況や支援業務の内容について報告をしておるという状況でございます、その経験をもとに、今後の当市での災害対策や復旧対応に生かしていくということで、ほかの職員にも共有しているところでございますし、それから派遣された職員につきましては、それぞれその現地にほかの市町村から派遣された職員とも、既に再度現地で再会をするなど、交流を深めておるというところは聞いております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 要するに、紹介されていったところと、みずから行ったところというものがありますよね。その差異をつかんでいるかどうかということ。

それから、報告が上げられていますって、報告を聞く主体が誰で、どこで、その主体がどんな判断を加えるか、どんな判断をするかということもとても重要になってくると思うんです。とてもいい経験をしているわけですから、次に生かせるような、こういった報告をきちんと、持つ主体をしっかりとしたものであってほしいというふうに思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 小川委員、今のは質問ではないですか。

委員（小川富貴君） 答えがあったら答えていただければいいですし、なければよろしいです。

秘書課長（前田伸寿君） 最初の御指摘のあった自主的なものと向こうからの要請の差異という意味がちょっとよく、どういうことでそういったことを言われたのかわかりませんでしたので。

委員（小川富貴君） 差異というのは違いだということはわかりますよね。動物のサイじゃないですから。要は、みずから行くというのは、自分たちで探すとか何かの方法をとらないと、どこへ行くというのはわからないわけです。ここへこういうことがあるから行ってくれというところで人を派遣するのは、ある意味、駒になるわけです。みずからやるものと駒でやるもの、それはそれなりに、たとえ駒であったって仕事はできるわけですが、みずからやるということになると、迷ったり失敗したりするわけですから、得るものがその分多くなるというもので、そういった差異を感じているところが何かあるかということについてお尋ねしたかったわけです。

ただ、それは、やっぱりくだらないものも含めて膨大な情報があるわけですから、ここでたらたらと述べられるようなものではないのかもしれないと思うんです。だから、そういうものを集中管理して、誰かがそういった情報をきちんと一つのものとして管理して、次に生かせるような形を整えておいてほしいということを申し上げたわけでございます。以上です。委員長（伊藤 壽君） 次に移ります。

委員（山根一男君） 同じく資料ナンバー4の37ページ、文書管理経費です。一番最下段のほうですね。

各連絡所等への配達業務の委託料203万1,584円について、総発送件数及び1件当たりのコスト、民間業者との対比金額を教えてくださいという質問です。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） 委託の内容からまず申し上げますけれども、箇所です。連絡所14カ所と、それから、ほかに郵便局と福祉センターと川合の水道庁舎の3カ所が加わりました。17カ所となっております。それと、これについては往復という形になりますので、その点をまず前提としてお話をさせていただきます。

平成24年度のデータとしてありますのは、市から14連絡所への発送件数、これのみのデータしかございません。この件数は10万1,066件でございます。その他、福祉センター、水道庁舎等への往復、それから連絡所からこちらへ帰ってくる分の発送件数、これはデータがないため、大変申しわけございませんがお答えすることはできません。

コストでございますけれども、今言いました平成24年度決算額203万1,000円で、総務契約分の資料を除きまして、市から14連絡所への発送件数10万1,066件で除しますと、これが1件当たり17.13円でございます。

それから、以降につきまして仮の話になりますけれども、今考慮されていない部分を返ってくる分につきまして1割ぐらいと見込んでいきますと、単価としては15.57円ということですので、大体結論としては15円から17円ぐらいではないかというふうに試算して金額を申し上げたいと思います。

それから、当配達業務につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基

づきまして、随意契約ということでございます。契約の相手方は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定いたします社団法人可児市シルバー人材センターで、1社の随意契約としておるため、他社との比較はしておりません。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質問に移ります。

委員（天羽良明君） 同じく37ページの放送事業です。

F Mからの開局から1年たつが、行政との防災時の連携状況はどうか。

総合政策課長（牛江 宏君） よろしく申し上げます。

昨年7月24日、F Mからの開局時に合わせまして、可児市では岐阜県中農振興局、美濃加茂市、御嵩町とともに災害協定を締結しております。その後、市の災害訓練である6月の水防訓練、それから9月の防災訓練時にはいずれも参加いただき、災害緊急放送の模擬放送などを行っていただいております。

この訓練時には、放送情報の即時性に課題を残しておりましたが、直近に行いました9月の防災訓練では、即時的な対応や放送の反復回数もふやしていただくなど、緊急時の情報源となる重要な放送局として努力をいただいております。

なお、昨年9月30日の台風17号接近時には、避難所情報など、きめ細やかに放送いただいておりますし、おとといから昨日の台風18号接近時にも、前日の11時から放送局のほうで待機いただいて、いつでも動けるような態勢をとっていただいているということでございますので、よろしく申し上げます。

委員（天羽良明君） そうですね。直近の防災訓練のときは、大変内容的にもよかったかなと思っておりますし、自治会の皆さんとも少し聞いたわけですが、前から聞いているよという方と今回初めて聞いたという方がやっぱりありましたので、これから地域への浸透をどのように進めていくかということで、半年分で140万円という額でしたが、今後、この経費の部分をどういうふうに考えて、また内容なんかを、どんな内容を拡充していくべきだとお考えでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） まず地域への浸透でございますが、これは私ども行政としては、今御指摘いただいておりますように、災害時の緊急放送の重要な放送源であることは間違いございませんので、あらゆる市の持っているチャンネルを活用しまして、皆さんに聞いていただけるようにPRをしていきたいというふうに思っておりますし、そもそもF Mから自身は民間の放送局であるということは、もちろん相手方自身も認識しておりますので、現在いろんな方法で皆様方、要は市民の方にその放送自体の存在を知っていただくこと。それから、災害時には大きな情報源になるということもPRの材料としまして、日夜走り回っていただいているということでございますので、双方で努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、経費の件でございますが、これは災害時の経費というのは、今のところ無料で行っていただいておりますし、平成24年度の実績につきましても、これはあくまでも可児市がいろいろと取り組んでいることを市民の皆さんに知っていただきたいということでの経費

でございますので、それと直接関連はしませんが、それがFMからの運営の一翼を担っているのは事実でございますので、昨年度は下半期、半年の話でございますが、ことは1年間を通じて同じような経費を支出しておりますので、継続はしてまいりたいというふうに考えております。

委員（野呂和久君） 同じ放送事業です。

岐阜放送の市政番組について、放送日、時間などの市民向けの放送告知は行われているのか。69万円の費用に対する放送効果は。以上2点、お願いします。

総合政策課長（牛江 宏君） 平成24年度につきましては、岐阜放送の市政番組「あなたの街から可児市」は、平成25年2月28日に放送しております。具体的な市民向け放送告知は、広報紙やホームページなどに掲載することは、従来から行ってきておりませんでした。しかし、平成24年度につきましては、経済政策課のフェイスブックにて情報提供をしております。

放送の効果につきましては、岐阜放送による市政番組の大きな目的の一つとして、可児市のよさを県民の皆さんに伝えるという点であったと認識しております。岐阜放送というメディアからも大きく可児市をPRできるものではありませんが、可児市のよさなどを映像を通じて伝えることができたことと認識しております。

しかし、昨年度の事業評価市民委員会から事業継続の検討をするよう提案をいただきましたので、その効果などを総合的に検討しまして、今年度から当該事業については廃止ということで取り扱っております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質問に移ります。

委員（山根一男君） 同じく、資料ナンバー4の38ページになります。

中段あたり、財政管理費のところ、iJAMP使用料176万4,000円について、そのシステムと使用頻度、他市の利用状況、他の媒体はないかについての説明をお願いしたいと思います。

財政課長（渡辺達也君） 平成24年度決算でまいりますと、180ライセンス契約いたしております。1ライセンス当たり年額9,800円ということです。この対象者は、全係長以上が対象となっております。

庁内全職員にパソコンが普及しまして、職員誰もがリアルタイムに欲しい情報を手に入れることができる環境にいる反面、圧倒的な情報量の多さから、必要な情報を抽出することが困難な状況も見られます。

そういったことから、iJAMPによる行政情報発信サービス、これは最小限の時間で素早く必要な情報を手に入れることができる効果があると考えております。具体的には、情報の内容は、国や地方自治体の行政情報がいち早く掲載されておりまして、制度改正や他市町村の状況を素早く手に入れることができます。インターネットのトップページには官庁速報や注目トピックス、ジャンル別情報、国の最新の資料検索、全国の自治体サイト検索といった形で整理されておりまして、情報をつかみやすい工夫もされております。

また、全係長以上の役職が自席で閲覧できるため、自身の仕事の繁忙にあわせて柔軟に対

応できる、収集した情報は、当該分野の政策立案や課題解決の参考資料として活用されております。

利用状況といたしましては、平成24年11月に係長以上を対象にアンケートを実施しました。その結果、利用者の4割以上が毎日アクセスしているということで、65%の利用者は、iJAMPの情報が職務の参考になっていると回答しております。

他市の新規施策、先進施策、時事が素早く入手できるということが非常に役立っているというのが意見としてございました。ほかの媒体でここまで利用性が高いものはございませんでして、県内で利用していない自治体は99市町村中1村のみでございまして、全国的にも9割の自治体の利用実績がございまして、以上です。

委員（山根一男君） 必要ではあるとわかりましたけど、そのアクセス件数というのは計測されないんですか。あるいは報告とかはないということですか。

財政課長（渡辺達也君） 対象となっておる全係長がどれだけアクセス件数をしたかというような計測はしておりません。

委員長（伊藤 壽君） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

正面の時計で35分までとしますので、お願いします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時36分

委員長（伊藤 壽君） では、全員そろわれたようですので、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

財政課長（渡辺達也君） 先ほどのお答えで訂正をお願いいたします。

先ほどの山根委員さんの御質問の中で、iJAMPの利用状況でございますが、県内で利用していない自治体は1村のみというのは間違いございませんが、先ほど私、県内99市町村と申し上げましたけど、それは昔の話で、42市町村中のということですので、訂正をお願いします。失礼しました。

委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じく、議案資料4の41ページ、企画一般経費、リニア中央新幹線の建設促進のために使われている税金ですが、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会分担金の支出根拠を教えてください。

総合政策課長（牛江 宏君） お答えします。

負担金につきましては、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会が広報周知や会議などの運営、全国同盟会への負担金などに必要な平成24年度の予算304万1,000円に対しての分担額です。

分担金につきましては、年度ごとの事業計画にあわせ、事務局であります岐阜県から提案されまして、総会で決定されています。それぞれ負担額としては、会長である岐阜県が89万7,000円、副会長の多治見市、中津川市が12万2,000円、常任理事である可児市を初め瑞浪市、

恵那市、土岐市が8万6,000円などとなっております。今年度も同じ額でございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 承知しました。

その分担割合というものがあるということは承知しましたけれど、あくまでこれは市民の税金から支出されているお金で運営されているわけですから、そこで話し合われた内容ですとか、例えばですけれども、2020年開通を目指すとか、リニア中央新幹線の運行本数をふやすとか、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会がどういう要求をしているのか、あるいはどういう方向なのか、どのような情報がそこで議論されたのかといったようなことの内容を支出している税金に見合った公開はどうなんでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 市として積極的に總會の内容について公開はしておりませんので、今後、そのような部分については検討材料だと思っております。

ただし、これにつきましては、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会は県が事務局でございますので、県のほうでいろんな動きをPRされております。

また、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会そのものは、行政の団体というわけではございませんで、商工会議所や賛同団体としていただいております自治連合会などにお声がけをして、極力多くの皆さんにリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会そのものにも總會にも出席いただいて、リニア中央新幹線のいろんな面について知っていただくというようなこともPRをさせていただいておりますので、補足をさせていただきます。以上でございます。

委員（小川富貴君） ありがとうございます。

検討していただくという最初にお話ございましたけれど、リニア中央新幹線に関するいろんな行事等も広く、議員を含め、広報に努めていただきたいというふうに思います。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 同じ資料の同じページでございます。

「GENKIカップ2012」の提案制度による業務改善実績をどのように評価されましたか。また、それを踏まえた奨励施策と継続評価についてのお考えをお聞かせください。以上です。

委員（山根一男君） 同じ項目でございます。

「GENKIカップ2012」の業務改善報告5件、職員提案24件について、実現したものはあるか。余りにも件数が少ない（豊田市は年間6,000件）が、予算をつけない理由は何かという質問です。

総合政策課長（牛江 宏君） 御質問につきましては、両委員、少しずつ内容が違いますので、最初に酒井委員のほうからの御質問にお答えします。

職員提案制度は、行政が事務を進める上で、実際に取り組んでいる職員の視点からどのような改善が可能かを提案するものであり、「GENKIカップ」という名称では、平成22年から始めております。従来から提案制度としてはありましたが、より積極的な提案を受けるといった視点に立ち、改善実績と提案という2部門を設け、表彰制度も取り入れて取り組んで

きたところです。

業務改善実績制度は、それぞれの部署の事務を進める上で事務の効率化や事業費削減など、改善の実績を報告いただくものです。また、職員提案制度は、担当する部署を超えて、事務の効率化や市民サービスの向上に直接つながる事業などのアイデアを提案いただくものです。

平成24年度の業務改善実績は、フロアマネジャーの配置、電力購入先変更による電気料金削減、嘱託訪問徴収員制度の廃止に係る滞納整理適正化及び課全体体制による督促など、5件の実績報告を受けており、それぞれの部署が工夫を凝らす中で改善につながり、大きな効果があったものと評価しています。

このように職員みずからがかかわる制度では、職員の意識を継続的に維持、または向上させていくことが大切であると認識しております。表彰制度もその一つとして取り入れたもので、職員に広く実績や効果を知らせることで、職員みずから心新たに事務に取り組み、次の改善策への努力を期待しているものであります。

今後も事務の効率化など、職員みずから改善するべき方向を見つけていくことは当然のことと考えますので、現在の職員提案制度を完成型とせず、制度の改良と職員への意識向上を継続的に進めてまいります。

続きまして、山根委員のほうの質問でございます。

業務改善報告は、さきの説明のとおり、それぞれの部署が実績として改善できたものを報告する制度ですので、全てが実現しているものです。

職員提案制度は、提案のありました24件のうち、実現可能なものとして3件を採用し、それぞれの担当部署に対し実現に向けた検討を指示し、実現可能なものについては予算措置を行うこととしています。

平成24年度では、可児郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館、両館共通入館券の導入、ノー喫煙デーの実施、子育てグッズを譲ります、お譲りくださいコーナーの設置を実現可能なものとして担当部署に指示したところです。可児郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館、両館共通入館券の導入については、6月議会で同券の導入の条例を可決いただき、実現しております。また、子育てグッズを譲ります、お譲りくださいコーナーの設置については、総合会館きっぷなルームにグッズの閲覧ファイルを備えつけました。また、ノー喫煙デーの実施については、実現に向け担当部署にて検討を進めております。

平成24年度は、実現に向けた提案に対し予算が必要なものはないため、予算措置はありませんでした。

件数が少ないのではとの御質問でございますが、私どもとしては、職員が日々の業務の中で簡易に行っている内部的な改善などは、それぞれの部署の判断により提案制度にのせることなく改善努力し、実施されていると認識しております。この提案制度に対しては、ささいなこととして、提案するまでもないと判断する職員風土があるのではないかと推測しており、実質的な数値はもっと高いと自負しております。

このことは、対外的にはそのような改善数を集計・公表することは望ましいとの意見もあ

ろうかと存じますが、現在の職員提案制度を基本とし、改善を加えながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員（山根一男君） 非常にいいネーミングだと思うんですけど、例えば市民に公表するとか、ホームページに載せるとか、そういう形では考えていないんでしょうかね。せっかくでしたら職員が今いる部署のことだけではなくて、広く市政全般についていろんな部署を経験している方が多いと思いますので、そういうことができる非常にいい場だと思うし、市民もそれを願っているといいますが、市の職員が元気であれば、それはそれで非常にいいと思いますけど、そのような予算化というのは、その「GENKIカップ2012」自体をもう少し盛り上げるといいますか、もう少し市民の目に見えるようにやるような考えはないのか。あくまでも職員だけのそういう制度なのかということをお聞きしたかったんですけど。

総合政策課長（牛江 宏君） GENKIカップにつきましては、職員にはもちろん、やる前、やったとき、それからやった後ということで、掲示板に載せまして周知を十分させていただいていると認識しております。

また、対外的には、ホームページに掲載しまして、皆様方に見ていただくようにしております。ただし、ちょっと平成24年度についてはリンクがおかしくなっておりまして、平成23年度分しか載っておりませんでしたので、修正をさせていただいたというところでございます。

委員（酒井正司君） 大変すばらしい御返答をいただいたんですが、その内容の割には現実がついていっていないなあというのが実感でございます。

まず、職員の資質を上げるには、やはり競い合うといいますが、それをまたスポットライトを当てるといことで非常に大きな効果が期待されると思います。

それと、特に単発でというか、年度ごとに評価されるのは結構ですが、ただ長期にわたってその効果というのは持続するものもあるかと思しますので、そちらの評価制度に対して、もう少し改善を加えていただきたいなという希望です。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 可児市の魅力を高めるため施策・政策に関するアンケートの結果を捉え、何を事業化していくか。

委員（川合敏己君） 可児市の魅力を高めるための施策・政策に関するアンケートを実施しての得られた成果についてお示してください。

委員（山根一男君） 同じところですよ。

可児市の魅力を高めるための施策・政策に関するアンケート、新規事業6万6,170円について、その結果の公表方法及びこの事業の評価はという質問です。

総合政策課長（牛江 宏君） この御質問も、それぞれ委員、少しずつ中身が違いますので個別にお答えをさせていただきます。

天羽委員の何を事業化していくのかという問いでございますが、これは一般質問のときにもお答えしましたように、今後の政策判断の材料とさせていただきたいということより、現

時点では、このアンケートに基づき何かを事業化するという方向はございません。

それから、川合委員の成果についてということでございます。

今回のアンケートの実施により得られた成果につきましては、まず1つに、回答されました約5,000人の市民の皆さんが市政にかかわることができたということでございます。また、その方々がどこに思いを寄せているかということがわかったということでございます。

市では、各地区での懇談会や市長への提案制度を設け、多くの御要望をお寄せいただいておりますが、全体の傾向はその声だけではわからない部分もありまして、アンケートによってどの声が多くあるかを探ることができたということを確認しております。

それから、山根委員の結果の公表方法及び事業の評価でございますが、アンケートの結果につきましては、議会の皆様にも、全体の集計数値を初め、地区別などにまとめ、御報告したところでございますが、市民の皆様にも同様の結果をホームページにて公表させていただいております。

評価につきましては、先ほどの成果と同じことだというふうに認識しております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） 次の質疑に移ります。

委員（川合敏己君） 資料ナンバー4、44ページ、総合会館管理経費、総合会館分室管理経費、施設修繕・改修工事を行う場合、会館に入っている団体との案分についてはどう定めているのか。よろしくをお願いします。

委員（山根一男君） 同じところですか。

総合会館の光熱水費・燃料費472万9,221円は、対前年で約138万円削減されているのに対し、総合会館分室のそれは364万9,015円と、対前年で約95万円増加している。その要因は何かという質問です。

管財検査課長（佐合清吾君） それでは、お答えいたします。

まず総合会館等の施設修繕改修工事に伴う団体の案分についてでございますが、両館とも工事に伴う負担の案分はございません。

総合会館におきましては、可児商工会議所が3階の一部を区分所有しておりまして、総合会館維持管理経費負担金として、年間72万円の負担をいただいております。

なお、総合会館分室におきましては、現在は公益性の高い7団体が入っておりまして、行政財産の目的外使用に係る使用料として、1平米につき1カ月210円を徴収いたしております。なお、各団体とも、電気・ガス・水道料金については別途徴収しておるところでございます。

続きまして、総合会館と総合会館分室の光熱水費・燃料費の前年度対比の増減についての要因ということでございますが、これにつきましては、総合会館費は総合会館と総合会館分室の経費でございますが、平成23年度において事務処理を少し間違えておりまして、総合会館分室の電気使用料3カ月分に当たる90万9,109円を総合会館の電気使用料のほうに計上いたしております。そのため、総合会館分室の光熱水費・燃料費が実際より少なく計上され、

その結果、前年度対比で約95万円の増額となり、総合会館におきましては、約138万円の減少として報告いたしました。正しくは、平成23年度の総合会館分室の光熱水費・燃料費は361万3,353円で、前年度対比では3万5,662円の増額でした。総合会館につきましては、同様に光熱水費・燃料費は520万6,361円で、前年度対比では47万7,140円の減額でありました。この減額理由といたしましては、電気使用料の削減によるものです。

なお、今回このようなミスをしたことに対しましておわび申し上げますとともに、今後は事務処理のチェックを厳格に行い、このようなミスがないようにいたしたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） 次の質問に移ります。

委員（酒井正司君） 45ページのバス交通運営事業でございます。

帷子線の運行補助金の上限額について、お考えをお聞かせください。

委員（小川富貴君） 西可児バス路線運行補助金676万円の有用性についてお尋ねいたします。

総合政策課長（牛江 宏君） 両委員とも同じ質問だということで、一括しての回答とさせていただきます。

帷子線は、御承知の部分もあろうかと存じますが、従来名鉄バスにて運行されてきました虹ヶ丘団地を除く西可児地域の各団地と西可児駅を結ぶバス路線として、通勤・通学の足を中心に大きな役割を果たしてきました。その後、乗降客が減少する中で、運行を東鉄バスに引き継ぐ際、赤字補填がなければ運行は困難として、市から補助金を支出することとしました。

その際、赤字補填の補助金の上限を700万円にしたところですが、平成17年当時の試算として、前年度実績から利用が8割程度に減少した場合の赤字額が約660万円、一方、可児市がコミュニティバスとして1日4便程度運行した場合の赤字補填額が約710万円であったことを勘案し、上限額を設定しております。

このような背景のもと、平成18年度から補助制度を設け運行されていますが、平成24年度におきましても年間で19万5,000人が利用している西可児地域の重要な公共交通機関であり、当面、現状維持していくことが当該地域に有効であると考えております。

今年度で2回目の更新を迎えておりますが、今のようなことを重視しまして、継続は必要として、東濃鉄道には同様の内容でお願いしていく予定でございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 私、毎年このことをずうっとお尋ねしてきているつもりでございますが、一方では西可児地域には赤字補填がされている。桜ヶ丘から可児は、もう1日にこの数年、1本から2本、料金が500円というところで、人々が乗ることを諦めてしまっているというところなんです。

例えばボランティアに可児市に来たくても、バスを利用してもなかなかうまく乗れない、時間が合わないというようなことで、ボランティアも継続できないというような方のお話もお聞きしています。

もちろん今、市のバスができたわけですから、それを利用していただければよろしいというお考えもあろうかと思えますけれど、税金の公平性から、西可児と桜ヶ丘についての議論を、私は毎年申し上げているんですけど、議論していただいているのでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 路線バスにつきましては、これは民間の事業者が採算を考慮した上でそのルートを行わせておるということ。もしくは、採算が合わなくても、最低限そのルートは事業者として必要だという認識の中で行わせていただいているものと私どもは考えております。

その中で、まず料金につきましては、これは事業主体である事業者が、基本は距離によって決められておりますので、私どもが補助金を入れたからといって、その運賃に影響するものではないということでございますので、その点は御了解いただきたいと思えます。

また、市の税金を帷子線には入れておるという現状がございます。また、今御指摘をいただきました、これは緑ヶ丘線といいまして、多治見駅から桜ヶ丘、緑ヶ丘を經由して可児駅へ来る路線でございますが、これは県の基幹路線として県の補助金が入っております。今手元に資料がございませんので、金額が幾らかということはちょっと明確でございませぬが、県の補助金のもとで、その路線は運行されておるということでございます。

金額によりまして、今委員御指摘のありましたように、使い勝手については皆様方いろいろ議論があろうかと思えますが、桜ヶ丘から可児市内に向けては、10月からさつきバスを往復1便増便しまして、今の緑ヶ丘線と合わせますと、おおむねでございますが、1時間程度に1本、何とか確保できるということで、最低限の足としては、私どもとしては今確保できているのではないかという認識でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） 次の質問に移ります。

委員（小川富貴君） 45ページ、生活安全推進事業、いわゆる青色回転灯防犯パトロールでございます。

このパトロールの委託がございませぬ。委託費が252万9,456円と、もう一方の青色回転灯自主防犯パトロール活動報償金というものが、これは4団体のボランティアに支給されているものですが、61万6,000円の支給がございませぬ。この支給根拠と報償費と委託費の整合についてお尋ねをさせていただきます。

防災安全課長（細野雅央君） それでは、まず青色回転灯防犯パトロールの委託料から御説明をいたします。

いわゆる業務委託でございますので、業務に必要な実費経費を積算しての数字でございます。内容といたしましては、人件費、これ時間当たり920円ですが、これに委託先であるシルバー人材センターの手数料6%、あと車両使用代であるとかガソリン代の合算、そういったものを含めて約250万円ほどの決算というふうになっております。

次に、青色回転灯パトロール団体に対する報償費でございますけれども、報償費の支給基準というものを設けておまして、可児市青色回転灯パトロール団体活動支援要綱というものを設けて規定をしているところでございませぬ。これは平成19年4月から適用し、平成22年

4月に一部改正をしております。

支給基準といたしましては、自家用の普通乗用車、これにつきましては、1台につき、月5,000円、自家用の軽自動車につきましては、1台につき、月4,000円、それから青色回転灯防犯パトロール専用の普通乗用車につきましては、1台につき、月1万5,000円、それから青色回転灯パトロール専用の軽自動車につきましては、1台につき、月1万2,000円を支給しておるところでございます。

この青色回転灯パトロール団体に対する報償費につきましては、いわゆる報償費ということで、特定の経費に対する反対給付を明示しているわけではございませんけれども、自動車のガソリン代であるとか、保険等の維持費の一部や、運転者とその同乗者に対する活動の謝礼という意味合いがあるかと思えます。

青色回転灯パトロールの専用車を持ってみえる団体につきましては、購入費であるとかリース料というのが発生するというところで、差をつけているという実態がございます。

整合性についてでございますけれども、今後、少子・高齢化の中で非常に財政も逼迫していくということで、新たな仕組みづくりというものが必要になってくるかと思えます。地域の団体とか個人の方が活動していることに対しましては、確かに満足ではございませんけれども、財政的に支援していく部分というのはあろうかと思えます。

それから、地域の団体とか個人が活動していない、あるいは活動することがなかなか難しいという部分について、どうしてもその部分のパトロールが必要であれば、そういったものは税金で賄っていくという考え方で、今後、整合性を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 要は、ボランティアでやったださる方たちが基本だと思うんですね。この方たちを生かして、十分にお話を聞いて、ここがカバーできないところをこの250万円近くのお金を使っているところがカバーしてくださるわけですから、基本は、やろうとしてやったださる方たちのお話をもう少しきちんと聞いた上で、この二百五十何万の支出が適正か適正でないかの判断をよくしてくださるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

防災安全課長（細野雅央君） それぞれのボランティアの団体の方につきましては、定時の報告書をいただいておりますので、そのときにいろいろお話しするんですけど、多分、小川委員が言ってみえるのは、桜ヶ丘地区の青色回転灯パトロールのことを言ってみえると思うんですが、実はその代表者ともいろいろお話を聞いて、確かにお金がたくさんあれば、誰でもそれにこしたことはないんですけども、非常に熱心で、普通は週一、二回ぐらい、本当にできる範囲内でやっていただくというのが、この青色回転灯パトロールのボランティアに係る部分ですけども、本当に毎日のようにやってみえるというような中で、団体としてはお金云々もそうなんですけれども、例えば帷子地区は、自家用車を青色回転灯パトロールに使うということは、当然事故等のリスクもございまして、やはりもう少し地域ぐるみで、地域がそういう必要性があるということで、地域の自主性とか主体性と連携しながらやりた

いというようなお話をお伺いしました。

そうした中で、本当に今後自分の自動車をというよりは、例えば自治連絡協議会、桜ヶ丘の自治連合会が主体というか、連携しながら、例えば青色回転灯パトロール専用の車をリースして、なるべく今活動してみえる方の負担にならないように、一番やっぱり心配してみえるのは、今のままでいくと自分たちも順番に年齢を重ねていくので、やはり後継者を育てるというか、次を発掘したいということも考えてみえます。

なるべく、いわゆる個人ベースでの活動というものから、やはりもう少し地域ぐるみでの活動ということに順番にシフトしていくのが、どうも御希望ということも、お話を承っておりますので、そういったことで、いろいろ今後お話し合いをさせていただいて、いい方向になるようにできればなというふうに考えております。以上です。

委員（小川富貴君） 先ほどのバスの西可児と桜ヶ丘の違い等もあります。だから、同じ可児市でも、それぞれの地域の発展に応じて、あるいはそこに住む人によつての違いがあると思います。そういったことも柔軟にしんしゃくした行政をお願いしたいと思います。

防災安全課長（細野雅央君） そのような御意見を承りましたので、この件について、今後いい方向になるように進めてまいりたいと思います。

委員長（伊藤 壽君） 次の質疑に移ります。

委員（川合敏己君） 資料ナンバー 4、49ページ、徴収関連経費、当初納付書・再発行納付書、督促状をコンビニ収納できるようにした、平成24年度の効果についてお示してください。

収納課長（田上元一君） 市税におけるコンビニ収納につきましては、平成21年度に軽自動車税の当初納税通知書と市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の再発行納付書で開始をいたしております。そして、平成23年度に市県民税、固定資産税、都市計画税の当初納付書で行い、さらに平成24年度には、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の督促状でのコンビニ収納を開始いたしております。

このうち、平成23年度及び平成24年度の内訳を見てもみますと、平成23年度のコンビニ収納全4万2,907件のうち、当初納税通知書による納付が2万2,038件、再発行納付書による納付が2万869件ございました。

また、平成24年度におきましては、コンビニ収納全5万6,489件のうち、当初納税通知書による納付が2万6,027件、再発行納付書による納付が2万6,353件、督促状による納付が4,109件ございました。

平成23年度と平成24年度を比較してみますと、当初納税通知書では約18%の増加、再発行納付書では約26%の増加、督促状においては皆増ということで、全体では件数で1万3,582件、約32%の増加となっております。

コンビニ収納の効果につきましては、24時間365日、日本全国の店舗網で受け付けできるという点にございまして、平成24年度の時間帯のコンビニの利用率でございますけれども、平日の午前9時から午後3時、これはいわゆる金融機関がいている時間帯でございますが約35%、その後、平日の午後3時から夜中の12時までが約35%、その後、平日の夜中の12時

から朝の9時までが約8%、土・日、祝日が約22%になっておりまして、好きな時間に待たずに支払えるというコンビニの長所を活用される方が多く、納税機会の拡大という点で効果があったものというふうに考えております。

中でも、コンビニの当初納付書につきましては、納期限までが使用期限というふうになっておりまして、数値からいきましても、納期内納付が確実に増加したという点で大きく効果があったというふうに思っております。

また、再発行の納付書、これは納付書をなくされた方でありまして、市税の滞納者の分割納付書などにも用いられるわけでございますけれども、いわゆる納税する暇がないというような滞納者の言いわけを封じるという点でも効果があったのではないかなというふうに考えております。

さらに督促状につきましては、そのままコンビニ納付書として利用できるという点がございまして、納期限を過ぎてもできるだけ早い時期に納付をいただける方策という点で効果があったものというふうに考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（川合敏己君） はい。

委員長（伊藤 壽君） 次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 52ページ、基幹統計費、工業統計調査事業40万6,250円、調査内容、結果、市での生かし方をお尋ねさせていただきます。

総合政策課長（牛江 宏君） 工業統計調査は、統計法に基づき、経済産業省が全国の製造事業所を対象に、原則毎年12月31日を基準日として行っている調査であり、県からの委託金にて対応しております。従業員が4人以上の事業所が対象となり、前回は203事業所に対し、従業員数、年間の原材料、燃料、電力の使用料や仕入れ額、出荷額等の調査を行いました。結果は、産業別、従業員別、品目別など、統計的にまとめ、公表されますが、市の統計書にもその一部を掲載しております。

市では、各部署での計画立案等に活用することになり、例えば工業的土地利用の将来必要面積を検討する場合、現在や過去の事業所数と面積の相関関係から将来の利用を見込み、都市計画用途地域の変更などに反映することが考えられます。

今回の御質問の工業統計に限らず、各統計は、一次的には現状を知るための重要な資料であります。また、二次的には、過去から現状までの経緯を整理し、解析し、今後の方向性を示すなどの検討材料として活用できるということで認識をしております。以上でございます。

委員（小川富貴君） この事業、今回の調査によって、今後どう生かせるかというような、何か特筆したようなものがありましたか、あったら御紹介ください。なければいいです。

総合政策課長（牛江 宏君） 今申し上げましたように、あくまでも統計整理でございますので、傾向を一般的に見るといふところにとどまっております、平成24年度の調査で特筆するところはないというふうで考えております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 78ページ、耕作放棄地解消対策事業補助金34万円についてですが、有害鳥獣対策上も推進すべき耕作放棄地の解消について、復元可能な農地以外をどうしていくお考えか。

産業振興課長（山口和己君） 平成24年度においては、耕作放棄地解消対策事業補助金を活用して4筆、0.8ヘクタールの遊休荒廃農地を新たに水田として復旧させることができました。

本補助金は、農業委員会が調査によって把握いたしました耕作放棄地のうち、農業振興地域、農用地区区域内の農地を交付対象といたしております。

本事業のみによって、耕作放棄地を完全に解消できるとは考えておりませんが、農地銀行制度や人・農地プランによる農地の集約や農業の担い手の育成等、あらゆる現行の制度を活用しながら、農地を農地として維持管理していただけるよう働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） 次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 同じく78ページですけれど、農地・水保全対策事業のところですが、この前、説明のときに、平成23年度に比べて団体数が半減して、対象面積も半分以下に減ったということを言われましたので、この減った原因は何かということと、これを回復していくという手だてはあるのかということについてお伺いします。

産業振興課長（山口和己君） 本事業におきましては、今おっしゃられましたように、平成23年度までに14組織が5年間交付金を受けて活動しておられました。平成24年度からのいわゆる2期分につきましては、交付対象期間を平成24年度から平成28年度までとして再募集したところ、7組織でスタートしたということで、半減でございます。

この7組織のうち、6組織が継続してもう1回やるという形で、手を挙げていただきました。1組織が新規参入という構成でございます。

交付金算定対象農用地面積も446.32ヘクタールから186.49ヘクタールへと減少いたしましたのは、今、富田委員のおっしゃられたとおりでございます。

継続を選択しなかった8組織の考え方、これはさまざまでしょうが、まず一番多かったのは、5年間で所期の目的を達成できた、当初から5年間のつもりであったというようなこと。今後は、交付金がなくても、これまでの出会い作業等で地域活動はできるというお答えが多くございましたが、一方で役員のなり手が決まらないとか、活動実践者の後継者がいない、あるいは会合での取り決めや書類作成等、負担がかかるというようなことがございました。

そこで対策についてでございますが、富田委員、「回復」という表現をお使いになられましたが、確かにこの数字が戻れば、それだけ市内の広い範囲に本事業が展開されまして、農業環境も向上すると思われれます。

本事業の第3期の事業が約束されているわけではございませんが、この2期事業が完了するまでに、積極的に本事業の地域与えるメリットを訴えていきたいと思っております。また、役員のなり手や後継者を含めた体制づくり、負担の軽減も課題ではないかと考えております。以

上でございます。

委員（富田牧子君） それでちょっとお伺いしたいんですけど、減ったことによって、平成24年度で平成23年度に比べて、なかなか手が回らずに放置された農道や水路の除草というものもあるわけでしょうか、どうでしょうか。

産業振興課長（山口和己君） 当事業の本来の目的でございますが、地域協働による農地、農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や施設の長寿命化のための活動等に対する支援というのが大きくございます。

もう1点、農地集積が進展していく中、農地、水の管理作業を集落で持続的に担うための環境を整備する取り組みに対する追加支援ということでございます。

ですので、共有に使っておられる用水とか農業用水など、農業をやっておられる方、それと非農家の方々も御一緒に地域で活動していただくという活動が対象でございます。ですので、この補助金が使われない地域が後退しているかというところではなくて、地域で定期的に清掃活動に出られたり、補修活動をやっておられればできるということでございますが、やはりなかなか手間、費用がかかるというようなことを含んでおる地域の方々には手を挙げていただいております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（板津博之君） 80ページ、林業振興一般経費でございます。

森林・環境税による適切な森林整備を推進されたということですが、この前の説明の際に、土田、西帷子、兼山地区というふうでお聞きしたと思うんですが、それぞれ何をどのように整備されたのか、お示してください。

産業振興課長（山口和己君） まず里山林整備事業施設改修工事の93万6,600円でございますが、これは可児川下流域自然公園内に間伐材で作成したベンチを7基設置いたしまして、あとカタクリの説明や地域の案内など、3種7枚の看板を設置いたしましたものでございます。

次に、里山林整備事業補助金の401万3,400円は、土田、西帷子、兼山地区の合計いたしますと20.07ヘクタール分の山林の不用木の除去を行ったものでございます。

そして、環境保全林整備事業補助金の390万円につきましては、西帷子地区におきまして21.67ヘクタール分の山林の除間伐、これは先ほど言いました不用木の除去と間引きを同時に行ったというものでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（板津博之君） はい、結構です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料4の80ページの水産業振興一般経費でございますが、魚類の繁殖、保護及び漁場の管理及び環境保全などの漁場振興に努め、補助金を支出しましたということで、補助金が2団体に出ておりますが、これにつきまして、可児漁業協同組合補助金と日本ライン漁業協同組合補助金の金額の差異と、その積算根拠はということでお尋ねします。

産業振興課長（山口和己君） 平成24年度の実績といたしましては、可児漁業協同組合には

本市から8万1,000円、補助金が出ております。御嵩町から4万5,000円、岐阜県から2万3,400円が補助金としてこの団体に支払われております。

積算根拠とは言えないかもしれませんが、可児川は本市の中心を流れる河川であり、事務局も本市役所内にございます。年間の事業費が514万円に対しての8万1,000円の補助金は、かなり少額ではあるかと思われます。

一方、日本ライン漁業協同組合には、本市から5万円、補助金として出ております。美濃加茂市から同じく5万円、そして可茂衛生施設利用組合のほうから20万円、また増殖補助金として、岐阜県と電力補償協会から合わせて約70万円の補助金が支払われております。そういった中での当金額でございます。以上でございます。

委員（山口正博君） 可児漁業協同組合のほうですが、514万円の事業経費で運用してみえるということなんですが、8万1,000円でこの漁業組合の目的が達成されてみえるとお考えですか。

産業振興課長（山口和己君） 514万円、その金額全体で行ってみえる、これが現在振興しておる事業でございます。当面、私ども漁業組合の業務は執行しておられると思っております。以上でございます。

委員（山口正博君） もう1点だけ、この8万1,000円というのは向こうの要望なのか、それともこちらの8万1,000円というものなのか、どちらでしょうか。

産業振興課長（山口和己君） これは、ちょっとさかのぼって調べもいたしました。実は両方かと思えます。平成18年度が10万円、補助金が出ておりました。このときには、どういう経緯ということ調べ上げることができませんでした。その翌年度、平成19年度に1割分、9万円になった経緯がございます。これは、市のほうの財政状況も含めて、1割の補助金を何とかということでカットいたしまして、そして2年間はそれで継続いたしまして、平成21年度に8万1,000円ということで、このときにまた1割カットということがございまして、どちらかという、この期間は市のほうの事情も含めて御相談させていただいた結果だろうかと思えます。そのままの8万1,000円が、今現在の金額となっております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく資料ナンバー4の82ページ、商工振興対策費、上の部分ですけども、住宅リフォーム助成金、325件、2,981万2,000円の経済波及効果はどのように分析しているのか。また、財源が枯渇した場合に、今回枯渇したというふうに聞いているんですけども、補正予算等を組むことは検討したのかどうかについて質問したいと思います。

産業振興課長（山口和己君） 経済波及効果を市内に限定して算出することについては、かなり困難でございますが、岐阜県産業連関表による経済波及効果に当てはめてみますと、平成24年度につきましては、およそ7億8,000万円という金額がはじき出されます。

本事業の開始から4年目を迎えて、現在までの総工費が約20億円となりました。波及効果として、これだけの金額が動いているという見方もできるかと思えます。来年度予算を

確保することができれば、5年目というある意味節目の年とも言えるので、経済効果の算出など、本事業に対するしっかりとした検証を行いたいと考えております。

補正予算につきましては、厳しい財政の中、当初から予算の範囲内で実施する旨を商工会議所の会員を中心にPRいたしております。予算を使い果たした時点で、事業を終了することとしております。目的は個人への補助金というものではなく、経済政策、経済の活性化ということであり、補正予算は現在のところ考えておりません。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（川合敏己君） 94ページになります。地域防災力向上事業、地域の防災力は全体的に向上してきていると考えるか。防災力に地域格差が出ていないか。もし格差が出ているならば、行政の立場からどのように改善するべきと考えるか、お願いします。

防災安全課長（細野雅央君） 地域防災力に関する数値的なものは持ち合わせてございません。しかしながら、日々の事務事業を通しまして、地域、特に自治会におけます防災意識の高まりは確実に向上しているというふうに感じているところでございます。

例えば、毎年実施されております自治会長研修会におきましては、ここ2年連続で防災をテーマとした研修を行ってみえるところでございます。

それから、我が家のハザードマップにつきましては、平成24年度に40自治会で作成されまして、全部で82の自治会で作成をされました。

それから、地域においていろんな特徴的な取り組みを行っている自治連合会や自治会もございます。例えば、自治会単位で災害時におけるいつときの避難を行えるように、民間の事業所と、いわゆるいつときの避難に関する協定を締結している自治連合会もございまして、防災士の資格を取得した人を地域における防災に関する事務局を担ってもらおうという取り組みを行ってみえる自治連合会もございます。

しかしながら、その一方で地域における防災の取り組みに格差が出ていることは間違いのないのではないかと考えております。しかしながら、地域の防災力を向上していただくのは、あくまで地域、自治会であるというふうに考えておりますので、行政といたしましては、自治会の自主性を重視しつつ、地域で取り組んでいただける望ましい事業を提示したり、地域から相談があった場合は、支援を行うというスタンスであります。

市は、地域が自主的に防災力の向上に取り組んでいただけますよう、単位自治連合会の会議に出向きまして、例えば水防訓練や防災訓練の取り組みのお願いであるとか、我が家のハザードマップをまだつくって見えない自治会に対する取り組みの依頼などを行いまして、こういった防災の取り組みを啓発、啓蒙したところでございます。

また、地域が災害時において非常に大切であります災害時要援護者を把握していただくための一助というか、手助けといたしまして、災害時要援護者用の汎用の台帳様式を示しまして、それを地域でいろいろ活用していただくように、啓蒙というか、周知をしたところでございます。今後、個別に自治会等から相談や申し出がありましたら、行政の立場から助言や支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（川合敏己君） ありがとうございます。

防災設備整備費補助金についてなんですけれども、平成24年度66件ですね。大体そのうち既存の、いわゆる自主防災会等がリーダーみたいな形で、年度をまたいで使われている率というのは、比較的多いものでしょうか。

防災安全課長（細野雅央君） ちょっと数字的な率は捉えておりませんが、例えば自治会なんかで、特に大きな自治会なんかですと、独自に防災備蓄倉庫を数カ年計画で上物と中に入れる例えば非常食であるとか、毛布や担架を計画的に整備していこうというところもありますので、やはり年度をまたいで地域防災力を高めていこうという取り組みは結構ございます。

あと、単年度でよくありますのは、消防の消火栓の近くにありますが消火栓ボックス、中のホースとか管鎗ですね。そういったものを単発で整備されるというケースもございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 同じく94ページ、地域防災力向上事業です。

防災リーダー管理者は、平成24年度27人を養成されました。今後は何人までふやす予定でしょうか。また、地域バランスが悪いと聞いていますが、今後どのように対応する御予定でしょうか。

委員（板津博之君） 同じ箇所ですが、自主防災組織育成補助金が72件で548万3,800円だが、その効果は。また、現状135自治会中、幾つの自治会に組織されているのか、教えてください。

防災安全課長（細野雅央君） まず防災リーダー、防災士でございますけれども、この防災リーダーを何人までふやすかという具体的な数値目標でございますが、現時点では、そういった数値目標は持ち合わせておりません。市としては、こういった防災リーダーの方が多ければ多いほど好ましいということは言うまでもないというふうに考えております。

昨年の防災リーダー養成講座に参加していただいた方の住所の地域バランスでございますけれども、昨年は27名の方が参加をしていただきました。この27名の内訳を見ますと、単に地域自治会を代表して参加していただいた方ばかりではなく、企業とかボランティア組織の一員という立場で参加された方も少なくございませんので、この27人という昨年の実績をもって地域バランスに偏りがあるかないかを判断するには、ちょっとデータが少ないのではないかと考えております。

したがって、この地域バランスの偏在については、もう少しこの防災リーダー養成講座を開催して、何人かたくさんの方が応募された段階で判断をしたいというふうに考えております。

なお、この防災リーダー養成講座の案内周知につきましては、「広報かに」、市のホームページに加えて、自治連合会長、自治会長、それから自主防災組織の代表者には、直接ダイレクトメールで案内をしているところでございます。

それから、自主防災組織の組織率でございます。平成25年4月1日現在で、86自治会で組織されております。自治会の数が135でございますので、単純に組織率は63.7%になるのじゃないかというふうに考えております。

自主防災組織育成補助金の効果でございます。これはソフト的な事業でございますので、一概に数字的に評価はちょっとできませんけれども、日々の事務事業を通じまして、特に自治会、自治連合会の防災意識が高まっているのではないかと考えておりますので、その点では効果があったのではないかと考えております。

例えば、今年度の水防訓練におきましては、ちょっと平成25年度のお話になってしまいますので申しわけありませんが、平成25年度の水防訓練、平成24年度はなるべく全自治会に参加してくださいというふうにお願ひしましたけれども、特に水防訓練の場合は、水害、浸水害、それと土砂崩れがある自治会が特に精力的に行っていただく必要がございますので、全部の自治会にやってくださいということではなく、自治会の自主的な判断で、自由参加とさせていただきます。

その結果、135自治会のうち55自治会が参加をしていただきました。この55自治会のうち、自主防災組織を設けている自治会は39の自治会でございますので、約71%の比率ということからしても、全自治会に対する自主防災組織の組織率よりは高いということから見ても、やはりこの自主防災意識の高まりが、ここで読み取れるのではないかと考えております。

また、平時における備えを積極的に行うという傾向もございます。先ほどの防災備蓄倉庫の自治会でのそういった充実ということも一つありますけれども、やはりそういったことも市民意識の高まりということで、それなりに成果があったのではないかと考えているところでございます。以上です。

委員（板津博之君） この補助金の内訳というか、具体的にはどんなことに使われたんでしょうか。

防災安全課長（細野雅央君） 特に備品を買うとかそういうことじゃなくて、基本的にはソフト事業、訓練とか、いろんな会合とか、組織の維持管理のための経費ですので、どちらかといえば、本当に茶菓子代であるとか、事務用品というのが主ですけれども、それだけでなく、さっき言った、もう少し備品的なもの、例えば訓練に必要な資機材を買ったりとか、この間の防災訓練なんかですと、消火器の詰めかえであるとか、そういったものに使ってみえる方もあります。特にこういうのに使ってはいいけませんよというのはないですけど、ただ食事代ですね。賄いとか、そういうものについてはやめてくださいという指導をさせていただいております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 117ページの休廃止鉱山鉱害復旧事業についてでございますが、今回発生した陥没地域の周辺状況と復旧工事内容はということと、また今後、発生する可能性はあるのかなのかということで、お答えください。

産業振興課長（山口和己君） 今回御報告申し上げました1件の浅所陥没につきましては、柿田地内の山中でございました。人の余り近づかない場所での陥没でしたので、周りの起伏をならすように土を削り、埋め戻す方法をとりました。

通常、基本工事は陥没箇所を掘りまして、割石や土で埋め戻した後に、その上にコンクリートを打つという方法で行っております。

今後の発生可能性については、予測できません。ただ、炭層が浅いほど陥没しやすいのですが、可児川を境に南側の本市は、御嵩町に比較して炭層は深くなっております。深いところでは、廃坑に地下水が充満している場合が多く、陥没はしにくいと言われております。平成22年度から平成24年度にかけて4件というまとまった陥没がございました。それ以前にさかのぼりますと、19年間発生ゼロということでございました。こうしたことから、予測は不可能な状況かと思われまます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） ちょっとページ等は書いてありませんが、平成24年度普通会計決算の分析、資料編からの質問です。資料編の5ページです。

このきょうの委員会の初めのほうで、第4項目のところで都市計画税及び固定資産税等の状況について質問したところで答弁がありましたが、長期的な漸減傾向にあるということが報告されております。それを受けて、この資料編5ページには、2の5として都市計画税の充当の状況（過去3カ年度）がございませす。街路や公園、下水道、区画整理等の都市計画事業を全体として23億円規模に抑え込んで、計画が平成24年度実施をされております。地方債の償還額も23億円半ばで返済をしつつ、事業費の都市計画事業費総体を50億円以内におさめている、平成24年度については47億円余という数字でございませす。

そうした努力を評価しつつ、この都市計画税の収入額が漸次減少する中で、一般財源等をもって不足分を充てるわけですが、出ていくほうの、事業計画の支出の部分と税の収入のバランスをどういう形でとっていくかという考え方をお尋ねするものです。

もうちょっと率直に言いますと、一般財源等についての考えはどうなのかということですが、

それは、都市計画税収入の減りよりも、もっとそれ以上に大きく一般財源の投入額が減ってきております。この関係を改めて、一般財源の投入額を少しふやして、例えば今回は前年度と比べ2.2億円程度減ったわけですが、2億円程度は補填をするということで、そういう扱いをすれば事業規模のほうも2億円程度ふえますから、49億円規模を維持することができる、そうした考え方は持っていないのかということでありませす。その点について御返事をお願いしませす。

財政課長（渡辺達也君） 今後とも必要な都市計画事業は実施すると、そういう前提でまいりますので、都市計画税収で収支バランスをとるのではなく、事業そのものの必要性に応じて実施を検討し、財源の不足分につきましては、一般財源で対応してまいりたいというのが一般財源に係る基本的な考え方でございませす。以上です。

委員（伊藤健二君） 財政部門から見ると必要というのは、なかなかわかりづらい話であり

ますが、都市計画事業については、それぞれ先ほど紹介した街路、公園、下水道、区画整理等々、いろいろあります。特に道路については、維持補修等の要求はたくさんあり、またそれと付随したさまざまな市民からの要望もあって、今はお金がないという理由をもって押さえ込まれている状況が一般論としてはございます。

そうした中で、その市民から出てきたのを、今は必要ある、必要ないで分けているというふうになるわけですが、少なくとも公共事業要望と市の回答を見比べてみると、必要だという認識は持っているけれども、必要度とどこから先に優先するかという、要するに財政の大きさととの関係で優先度が判定される例も決して少なくはないわけであります。

だから、これまで断ってきたものについては、必要がないというふうに判定をしたんだと。その結果としてやっていないんだというふうな言い方にも聞こえますけれども、そこは大分財政面の物言いであって、現場、市民から出されてきた要求、公共要望については、可能な限り財政工面をして、対応できるものについては、少しでも早くやってあげるということについて、とりわけ道路やその他の市民生活に直結した部分では必要だろうという考え方があるかと思うんです。

そうした考え方についてはどうですかというお尋ねをしたわけですが、私の今のセカンド説明を聞いて、なおかつ補足はありますか。全く先ほどの一次回答と同じなら必要ありませんが、どうぞお願いします。

財政課長（渡辺達也君） 補足になるかどうかわかりませんが、まず前提といたしまして、この厳しい財政状況の中で、今の財政フレーム全体の枠が、この270億円前後を推移しており、そういう前提の中で、選択と集中による効果的な財源投入というのを考えてまいるというのが基本的なスタンスでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） では、31番目の質問で、資料ナンバー4でいきますと76ページ、款6項1目1に相当する部分です。

内容は、農業委員会事務局が所管をする農業委員会一般経費に係る部分です。

可児市の事業評価市民委員会からの報告16ページには、この農業委員会一般経費の委員報酬部分について、他と比べると少し高いんじゃないのという指摘がありました。19人で、可児市は平成24年度決算が578万4,000円という数字であります。この内容について、担当部門として現在のお考えの見解、そして農業委員からはどのような意見がおありになるのか、農業委員報酬について御紹介をお願いしたい。

農業委員会事務局課長（山口 功君） それでは、可児市の農業委員報酬につきまして、まず経緯のほうから御説明させていただきます。

平成17年の3月議会におきまして、報酬額の改正が行われております。その内容につきましては、会長、副会長、委員、それぞれでございますが、月額5,000円を増額しております。その結果、現行のそれぞれ3万円、2万7,000円、2万5,000円ということになっております。

これにつきましては、当時、年間250案件ほどの農地転用許可申請への対応を初めとしま

して、農業者との調整、折衝、農用地のパトロールなど、毎月の業務量が増加していることとのバランスを勘案しまして増額されたものでございます。

そんな中でございますが、平成21年度の農地法改正によりまして、農業委員会の新たな役割が示されております。

次の事項が強化されておるといことで、まず1点目、転用許可後の農地が適正に利用されているかどうかにつきまして、事後監視や許可取り消し等の措置を厳正に執行すること。2つ目、周辺の農地に支障が生じている場合に、是正や適正化の措置をとること。3つ目、遊休農地の所有者に対する指導、勧告などを強化すること。4つ目、農地の貸し借りの動向など、農地情報を把握することが主な事項でございます。

この年の9月議会におきまして、環境経済部長から、これらの新しい役割に的確に対応する体制の整備をするとともに、改めて農業者の代表としての立場に立った取り組みの強化が求められると答弁をしております。

以上が経緯でございますが、これらの事項につきましては、当然、日ごろの農業委員の活動が必要不可欠となっております。毎月のパトロールの中で鋭意取り組んでいただいているところでございます。

特に遊休農地の所有者に対する指導、勧告の強化に関しましてですが、時代の流れとともに、今後、世代交代などによりまして営農が行われない農地が大幅に増加するということが懸念されている中でございますが、これらの農地が耕作放棄地とならないよう予防することも、これからの農業委員の重要かつ多くの時間を費やす問題となってくることに伴いまして、農業委員の業務及び責務が今後増大すること。また、これらの傾向から、現在、農地転用申請件数が年間300案件を超えてきていることなど総合的に見まして、現在の委員報酬額は妥当であると判断しております。

なお、月額支給の考え方につきましてですが、平成22年3月議会におきまして、企画経済部長から、月の活動回数が多いことや事務局が同行しない委員単独の活動があるため、月額が望ましいと判断していると答弁がございましたが、日額支給とすると、現在の月額では、類似する委員の日額が5,000円であることから、月に5日程度の活動で現在の月額となるわけでございます。

しかし、農地転用許可申請地の調査を含めまして、各種の調査や指導案件、パトロールや折衝など、月平均で10日前後の活動を行ってみえまして、日額支給では現行の委員報酬を大きく上回るため、月額での報酬が妥当であると判断をしております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 決算書にはちょっとないんですが、予算書のほうの款8項2目4の部分ですけれども、総合政策課、前は土木課のほうだったんですが、健康づくり推進、歩こう可児302等環境整備事業が新規で出されていたが、実施された金額と事業効果はということで、予算のときに説明で14モデルケースを準備するとありましたけれども、よろしく願います。

委員（富田牧子君） 同じところですけど、平成24年度のさまざまな福祉施策を削って、歩こう可児302で健康増進をと言いながら、平成24年度には歩こう可児302等環境整備事業が一つも実行されず、次年度に繰り越されたのは、何が原因かということです。

委員（伊藤健二君） 同じところで、当初予算を500万円組んだわけですが、どこへ組みかえて生かしたのか、説明をしてくださいということです。

総合政策課長（牛江 宏君） よろしく申し上げます。

この歩こう302等環境整備事業につきましては、今御質問の中にありましたように、土木費の中に平成24年度の当初予算にございました。担当部署が総合政策課で回答させていただき背景としまして、全体をリフレッシュルートの検討の中に含んで行うという、これからの回答の中でお話をさせていただきますが、そのような背景の中で、私どものほうから回答をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

歩こう可児302等環境整備事業につきましては、一般質問にありました健康マイレージに対する回答の一部でお答えしましたリフレッシュルートの状況報告と重複した部分もありますので、あらかじめ御了承ください。

この事業につきましては、平成24年3月、当時の予算特別委員会で各自治連合会単位をめぐりにルート選定と整備を進める旨の説明をしたところでございます。しかし、歩こう可児302運動で取り組む健康づくりのために、楽しく安全に歩くという視点は、並行して当時検討しておりましたリフレッシュルートと重なる部分もありまして、ハードを中心とした整備はそちらに含めることが望ましいとしまして、整備水準、例えば距離表示や案内板、安全対策などとデザインなどを含めまして、統一的に示すことで一本化したものです。

このため、平成24年度の事業執行につきましては、リフレッシュルートの方向性と具体的な候補ルートを示すことができておりませんでしたので整備に至らず、予算は未執行とさせていただきます、大変申しわけございませんでした。

一般質問の回答の繰り返しにもなりますが、今年度中にはリフレッシュルートの16の候補ルートをしっかりまとめ上げ、市の自然や歴史、文化、にぎわいなどを市民の皆さんに感じていただくルートや、健康づくりに寄与できる楽しいルートとしてお示しする予定です。その後は、16ルートの公表後に、ルートの魅力アップや安全性を高めるなど、昨年度実施できなかった費用を投じてまいりたいと考えます。

また、16の提案ルートの整備も単年度だけでなく、継続的に進めることが必要と考えておりますので、整備内容の充実を図るとともに、順次ルートの追加なども進めてまいります。

歩こう可児302運動は、平成23年度に健康づくりに向けた大きなプロジェクトとして立ち上がり、運動の展開を早期に進めることも必要として平成24年度にルート整備に係る予算対応をお願いしたものでございます。

しかし、結果として上記のとおり行うことができませんでしたが、歩こう可児302運動としては、地区に根差す運動として定着を図るよう取り組んでおり、自主的な活動も立ち上がるなど、支障なく進めてきております。今後も、リフレッシュルートの公表や整備にあわ

せまして、今まで以上に市民への運動拡大を図っていく予定でございます。以上でございます。

委員（富田牧子君） 言いわけはわかりましたけれど、今年度中にはできるということですけど、今年度の予算というのは、その500万円にさらにたくさん上乘せをして、総額としてはどれぐらいでやろうとしているんでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） リフレッシュルートにつきましては、今申しあげました16ルートをまず提案をさせていただきます。ただ、その中には事業費がどれだけ必要かということで、ルートごとの整備に係る費用を出すということまでには行かないというふうに想定しております。

と申しますのは、それぞれのルートの優先順位によりまして、安全性の確保などの順位づけは当然必要だと思っておりますし、案内看板や距離表示なども16ルートが一気にできるということも難しいと考えておりますので、少しずつそのあたりは進めまして、利用者の方の反応もいただきながら、利用拡大ができればというふうで考えておりますので、今のところ具体的な数字としては持っておりませんので、お願いいたします。

委員（富田牧子君） 今のお話を聞いていますと、今年度中にできるというふうにはとても思えないようなことで、すごく恥ずかしいことだと思うんですね、これって。予算であれだけうたって、市長の提案説明にもあって、それで口を開けば「歩こう可児302で健康増進です」と言っていて、私もさきに書いたけど、本当に福祉をいろいろ削っておいて、これで市民の健康は大丈夫ですと言っていて、そのあげくの果てがこの年にできなくて、それで今年度送りになったけど、それもいつできるかわからないと、そういうふうなお話なんで、すごく反省していただきたいというふうに私は思っているんですけど。

総合政策課長（牛江 宏君） 担当部署を率いた私どもとしても十分反省をしておりますし、そもそも当初の予算要求がどうであったかという点に振り返って、私どももこれから担当部署となる整備は土木課でございますし、歩こう可児302は健康増進課でございますが、そこをしっかり詰めた上で、皆様方に納得できる形で再度提案はさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ちょっと確認だけさせていただきますが、追加質問ございます方、ありますか。

〔発言する者あり〕

それでは、引き続き12時過ぎましたけど、行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員（山田喜弘君） 1点だけ、平成24年の施政方針で、最後に市政の見える化を推進するというふうにありますけど、平成24年度決算でどのように市政が見える化がされたのかをお答えください。

企画経済部長（加納正佳君） 申しわけございません。予定しておりませんので、見える

化の実行したところについて、また詳細をお届けできればというふうに思いますが、どこで何をどうしたかという話だと思しますので、実効性のあるところで、後で報告させていただくということで、よろしくお願いします。

委員長（伊藤 壽君） 後ほど報告していただけるということで、御了解をお願いします。その他、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

以上で、質疑については終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、休憩を午後1時までとして、午後1時から再開します。

執行部の方、ただいまの質問に回答できれば、回答する方だけ出席していただいて回答していただきたいと思います。

それでは、午後1時から委員会再開といたしますので、よろしくお願いします。それまで休憩といたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

委員長（伊藤 壽君） それでは、午前中に引き続きまして会議を再開いたします。

まず初めに、午前中、山田委員から質問がありました市政の見える化についての御回答をお願いいたします。

財政課長（渡辺達也君） 午前中の最後の御質問でございますが、御指摘のございました平成24年度の施政方針の最後のほうになります。市政の見える化を推進するというふうに表示してございます。この市政の見える化についてのお尋ねでございますけど、市としましては、この見える化という言葉は何に使っているかと申しますと、市民にわかりやすく正しい行政情報をお伝えして理解していただくことと、そういう趣旨で見える化という言葉を使わせていただいております。ややもすれば、今までは言葉だけで表現するとか、そういう形ではなくて、視覚、グラフを使ったり、ちょっと漫画っぽいような形のものをつくったりとか、そういう形も入れながら、イメージからもすんなり入っていけるような、そういうのを考えております。

例えば、市政の重要事項のわかりやすい公表ということで、広報につきましても、広報1日号は、今政策中心としておりまして、15日号はお知らせ中心とするなど、市政の重要事項をわかりやすくお知らせするように改善しております。

それと、市民サービスの見える化の推進ということでは、今、広報のお話をさせていただいたんですが、平成24年6月1日号でも水道料金の特集を組みました。この中でも水道料金が低いというような御批判がございますが、同じ県営水道を受水する自治体でどのくらい高いかというのを棒グラフで見いただくような、そういう形で御理解いただくとか、基金とか市債残高につきまして、ほかの市と比較しながらお知らせするというような形もとってお

ります。

それと、プロセスの見える化という意味では、平成23年度から始めました予算編成の過程の公表に加えまして、決算実績報告書、これは議会のほうからも御要望もあったことございますけど、実績報告書の対前年度比とか財源の内訳、なかなかその数字として明示させていただいておりませんでしたけど、そういうのを明示させていただいて、それとか平成25年度の予算の概要が視覚的に内容がわかるように、施策を重点事業からそういう体系化したものを視覚的なイメージで御理解いただくような形で改善を進めてまいったところがございます。

そういう流れで、ちょっとこれは今年度になりますけど、市民意識調査につきましても、あくまでも単純にそのアンケート調査だけの話じゃなくて、市政の見える化ということで、市民にわかりやすい形で今の他市の比較とか、棒グラフを使ったり、何か今、可児市の財政状況とかそういうのが、どういったポジションにあるかというようなことが一目で見えるような形でお示しをさせていただいたところがございます。

ちなみに、今年度の決算審査の中でもございますけど、提出させていただいた資料の中で、平成24年度決算に基づく健全化判断比率、これ去年からもそういう絵を設けておるんですが、指標の中で、顔の写真で泣きべそをかいておる顔からにこにこしておる顔まで、これで右側の数字が行くほど非常に厳しい状況であるというのがわかるような形で、単純に数字だけを並べるんやなくて、いろんな視覚的にも創意工夫しながら、わかりやすくお示しをさせていただいておるという流れの中に、この見える化という形で今検討をしております。以上です。
委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（山田喜弘君） 大体概略はわかりましたけど、あと各課については、このことについて何か特別にやったということはありませんか。

財政課長（渡辺達也君） 各課で見える化に当たって、個別具体的に取り組んでおるという形はしておりませんが、こういった広報とか媒体を通じて外部にお知らせするときは、なるべくわかりやすく理解しやすい形で、絵とか漫画とかそういうものを用いながらという形での広報を中心にそういった検討はさせていただいております。

委員長（伊藤 壽君） ほかにはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

以上で質疑については終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。御退席ください。

それでは、質疑の結果を踏まえまして、可児市議会として、平成24年度決算審査の結果を平成26年度の予算編成に生かすために、注意を喚起すべき事項など、委員長報告に付す、また附帯決議に付したほうがよいと思われる意見をお聞きし、第1分科会において提言としてまとめていただきます。

それでは、意見のある方は挙手をして発言してください。

委員（山根一男君） 附帯というほどではないんですけども、私、質問しました総合会館

の光熱費のことで、これはちょっと私の聞き漏らしだったのかどうか、要はそういう説明が事前にあったのかどうかですけれども、あったならいいんですけれども、今質疑して初めてつけかえミスですか、前年度。非常に総合会館のほうが下がっていて、総合会館分室が上がっているのはおかしいなと。何かほかに説明があるのかと思ったら、要は会計上のミスだったという話なんですけれども、こういうことは、ミスがあったことはしょうがないんで、ちゃんと報告してほしいという希望ですけれども、いかがでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） 今、山根委員から御提言がありました。

本日に関しましては意見を出していただいて、それを次の総務企画委員会所管の分科会でまとめていただくということにさせていただきますので、皆さんもどんどん意見を出していただきたいと思います。

委員（伊藤健二君） 私は、質問では基金の問題について論及しました。財政調整基金、いわゆる年度間の財政調整をことしから来年に、あるいは去年からことしという流れの中で財政をどうしていくかと考えるときに、基準となっていくというか、いざというときのための財源ということで財政調整基金というのはあるということは皆さん御承知のとおりですが、それについては、いざというときのために20億円は下らないようにしようというのが、先般の質問との関係で、今回、我々議員のほうに提示された答えでした。

じゃあ20億円は割らんように努力するんだけど、今度はそれを超えて、収支が黒字が続いていく中で、今年度もいろいろあれこれの理由で、結論としては例えば5億円たまった、実質収支で黒字になった。それで、その次の年もまた3億円だ、今回は10億円だという形でどんどんふえてきて、61億円を超えています。上限を持たないということなもんだから、逆にいうと、もう上限を定めずにためられるだけ、幾らでもためればいいという論理にもなりかねないわけです。

そのときに、全てがうまくいって、金が余っていてお金がたまっていくんなら誰も文句は言わないです。しかし、市民の間には、お金がないからできないから、財政枠の規制があるからこれこれしかじかできませんという返事が多発している状況の中で、財政調整基金だけが目標がないからという理由で、いたずらに数倍化していく。目標、20億円を割らない程度という目標設定に対して、現行が61億円ですから、3倍なんですよ。

普通、何でもそうだけれども、選挙の1票の格差じゃないけど、倍ぐらいまでは許容範囲ですよ、常識的に考えて。だけど、それが3倍にも、果たして80億円になったら4倍ということになるわけだけど、今のところそういうあり方については何の方向性も考え方も示されていないですよ。

個々の問題で点検を入れたのが、さっきの都市計画税の問題なんです。御存じのように、でじごじは年度によってあるけれども、評価がえだとかいろんな要素はあるけど、要するに長期的に見ると都市計画税は下がっていくんです。ましてや今度消費税が上がって、大きな資産投資ができづらくなってくると、ますます新築家屋の軒数が減ると。それから大規模な工場とかなんとかもなくなるとなると、都市計画税もおのずと不動産と一緒に減ってくるわ

けですから、評価額が。そうすると下がっていきますよね。そうしたら、下がったときに都市計画事業はやらなくて済むのかという話になるわけです。だから、あくまで基金の話で物事の立論を立てているけど、実は一般財政をどう使うかという問題との裏返しの関係になっているので、一般財源は必要なところには金をつけていますという原則を説明されたけど、それ以上何もないんですよ。最後出てくるのは予算の枠、つまりお金を余して預金に積むなら、備蓄金で財政調整基金に積み上げるなら、そのお金を積まずに必要な土木事業や都市街路事業にきちっと振っていくと。その幅を、僕はさっき仮設の設定で、2億2,000万円、前年度と比べて一般財源の投入を減らしたなら、せめて2億円ぐらい手当てしたらどうと、臨時に。

だから、今年度だったら10億円、財政調整基金へ積み足すわけだから、結果として、52億円が61億何千万円になるわけで、9億数千万円のお金が積み増されるわけですから、5年で10億円ぐらいの補正をすればいい、追加支出をすればいいという考えがあったっていいんじゃないですか。

つまり、これまでの分は不問に付したとして、ことし出てくる10億円の剰余金については、今後5年間かけて建設事業関係、ただでさえ金がないと言っているんだから、2億円ぐらいずつ、一遍に10億円使えとは言わないけど、2億円ぐらいずつなら足し増しをして、市民要望に早く早く応えていく。

街路灯事業でも何でもそうだけど、お金がないからというんで、後から後から補正で足しているけど、補正で足している部分も実は足りないんですよ、まだ要望に対しては。だから、優先順位をつけて、門前払いを一部しているわけです。集会所の改築の問題でもそうです。だから、そういうやり方、考え方を、一般財政を、必要なときに、量については検討するとしても、やっぱり足し増しをして、一定の期間内に必要な防災や住民生活に直結した部分については早く手だてをとっていくという考え方で一般財源をやるという形をとれませんか。

つまり基金に積むことが目的じゃなくて、それが目的化という言葉の、実は言いたかったことなんだけど、基金を積み上げるのは事项目的で、それはやっていないと当然言いますわ。だけど、一般財政の支出を抑えちゃうことで、結果としては基金に黒字をつくって、つくった黒字は基金に積むという単純な流れだけでやるのが財政の優等生だと信じ込んでいるんで、そうじゃないということを、やっぱり切りかえをする必要があるんじゃないかなと。これが私の言いたかった意見の部分なんです。これも皆さんどう思われるか、一度議論していただいてということです。お願いします。

委員長（伊藤 壽君） 今の基金に関して、御意見のある方。

委員（小川富貴君） 伊藤委員のおっしゃっていること、本当にもっともだと思って聞きます。行政の仕事って一体何だろうと思ったときに、やっぱりそういう視点も非常に重要な視点だろうなあというふうに思って聞きながら、一方で、財政調整基金がふえているということは、以前、臨時財政対策債が当初6億円から始まって、8億円、10億円、12億円にふえて

いく過程の中で、財政調整基金のほうもふえてきているということを鑑みれば、要するに交付税償還というものがあってなしという、どこかで財政当局もそれを思っているから、戻ってこない分は、ひょっとしたら戻ってくるから借りなきゃ損だけれども、実際には戻ってこないんだから、その分を財政調整基金のほうで手当てをしておくというような考えが、私、さっき整合性はお聞きしたんですけれど、そういう返答はなかったんですけど、実際のところ、財政当局のほうでそういう考えがあって、だから臨時財政対策債を、まだ6割だとか7割だとか言っておるけれども、現実的にあんな多額の、一般会計足りないから、予算編成をしているというところの必要悪ではなからうかと思うものですから、ある意味やむを得ないんじゃないかというふうに私は思います。

委員（富田牧子君） 3日目に議論するところなんですけど、先に私も言いたいことがあるんですけど、実は社会福祉協議会の補助金が地域福祉基金から主に出ているという、この間の説明だったんで、これって本当に財源として、今までは一般財源から出ていたんですね、実は平成23年度のも調べました。そうしたらそういうふうに出ていて、ところが、この平成24年度では社会福祉協議会の補助金が、これって経常的に要るお金なんですけど、それが地域福祉基金から出た。そのわけは、ちょっと聞いてみないとわからないんですけど、本当にお金の出し方というのが私はおかしいというふうに思うんですね。

この地域福祉基金が2億円のところから4,000万円使ったものだから、1億6,000万円しかやっていないと。地域福祉基金は、それなりに目的があるわけです。そういう基金の使い方、それを一般財源のかわりに使っちゃうというやり方は本当にいいのかというところが、私は今回、決算をやってみて一番ひっかかるところで、それで11ページに一般会計の基金の状況というのが載っているんですけど、実は残高は85億円あるんですね。今まで、私は基金残高を全部調べたことがあるんですよ、ずうっと。そうしたら、山田市政のときに80億円というのもありました、1回ね。だけど、その後はずっと減ってきて、こんなに85億円にもなったというのは、平成24年度の末なんです。

そのときは財政規模が今よりも大きかったときもあるので、それなのに基金はそれほどもなかったけど、今すごい大きな基金が残っていて、しかも使い方がおかしいという、本来使うべきではないような福祉の一般財源から使っていたのをそれに換えちゃうという使い方に大きな疑問がありますので、基金問題の中では、あわせてこういうことも議論していただければというふうに思います。

ただ、まだこの質問を出して答えは聞いていないので、はっきりは言えませんが、私の調べたところではそういうことがあったということです。

委員長（伊藤 壽君） この件に関して何かありましたら、お願いします。

基金に関して御意見、どうですか。

〔挙手する者なし〕

基金に限らず、ほかの意見でも結構ですが。

委員（川合敏己君） 私が質問させていただきました地域防災力向上事業の部分なんですけ

れども、私の質問の中では、補助金の使われる内容からすると、やっているところは一生懸命地域防災力向上に向けて自主防災会で積極的にやっているんですけども、そうでない地域も一方ではある。もちろん自治会が小さくて、そういった自主防災組織は必要ないというところもあるのかもしれないんですけども、ただ一方で、今回策定している可児市地域防災計画の中では、その役割というのが自助・共助・公助の中ではっきりとうたわれるようになっておまして、そういったところで地域によって、私が言ったのは防災力に地域格差が出てしまっているようでは、せっかくのマニュアルがうまく運用しづらいというか、できないんじゃないかというふうに考えております。

そういったところで、こういった部分をぜひ委員会の分科会の中で議論していただいて、提言をいただけたらいいなあというふうには思います。

もちろん、先ほどの回答では、その地域、自治会、自主防災会にお願いするしかないということ saying していたものですから、なかなか回答というのは出づらいのかもしれないんですけども、ただ本来やるところはもう既にやっておるんです。なかなか進まないところに対して、行政がいかにフォローしていくかということが大切なことではないかというふうに私は考えております。

委員長（伊藤 壽君） 今の意見に対して意見のある方。

委員（板津博之君） 先日、地域防災計画も防災会議の中でも承認を得られて、今回も見直しが行われたところでもあるので、今の川合委員の話とも関連するんですが、今後、地域防災計画の中で、それぞれの自治会なり地区で、地区の災害時の行動マニュアルを作成することになっておりますので、そこに落とし込むときに、やはりいわゆる今の地域格差が生じないようなものを、公助というよりはもちろん自助、共助のところになるんですけど、それを行政から指導という言い方が適切かどうか分かりませんが、促していく。

それから、もちろん天羽委員から出ていた質問でも、防災リーダー養成講座で防災士が、ことしも9月からまた第2期生がアカデミーが始まるわけですけども、そういったいわゆるボランティア団体ですね。そういったところ、もちろん社会福祉協議会も含めてしっかり連携をとって、自助、共助のあり方の中でしっかりと地域防災計画に落とし込んでいくということが必要になるのではないかと。それはもちろん総務企画所管の部分なんで、分科会の中でその点についてもテーマとして上げていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） そのほか、この件に関しては。

〔挙手する者なし〕

では、ほかの件で。

委員（富田牧子君） この歩こう可児302のことは、ぜひ問題にしていきたいというふうに思います。

先ほどの話の中でも、ことしじゅうにできなさそうな話で、何のために新規事業として上げたのかということ、大変問題だと思います。やる気になれば、去年できたはずだという

ふうに、金額も500万円だし、それで足らなかったら、別にあと足してやることもできたと思うけど、こんなふうに先送り、先送りして、何かと統合しました、何かと統合する予定ですから、もっと後にしますとか、これでは施策としてうたっておる意味がないですよ。市長提案にもちゃんと書いてあるのに、それが全然やられないというか、2年がかりでも怪しいという、そのことは大きな問題だと思います。

委員長（伊藤 壽君） この件に関して御意見のある方はお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあこれ以外に関して。

委員（伊藤健二君） 小川委員が質問されたりニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会分担金云々の中で、答弁として、市は積極的に情報公開はしていない云々という返事があったんですが、ここで積極的に公開していないという姿勢については改める必要があるのではないかという意見です。

もちろん岐阜県のリニア中央新幹線に係る岐阜県の期成同盟会というものは、建設促進、建設が達成されることを目的にしている団体ですから、そこに分担金を払う関係の加入をしている今の可児市の姿勢は、それはそれとして市長判断で、よしあしという話とは別にやっているわけですよ。

問題なのは、そこで得られた情報が、未発表のもので出せという話なら、それは無理難題を言っている話になるけれども、もうあした付でほとんどの、コース概略から始まって、いろんな情報が出るであろうということが言われている状況があります。

総務企画委員会ではこの話が、質問を出している関係もあって、多分報告されるということも事前に聞いていますから、必要な情報は出てくると思うんですけど、市が引き続き積極的な情報公開にはしないという姿勢になると、このリニア建設に不都合な情報、あるいは住民にとって不都合な、混乱を起こすかもしれないと思う情報は隠すというふうに聞こえてきかねない言葉なんです。ですから、そういう誤解を、間違ったサインを出すのはいかなものかというふうにも思うので、必要な情報は住民にとってプラスの情報、マイナスの情報というか、いろんな議論は今起きているのでね、現に。このリニア中央新幹線なるものをめぐって、その経済的効果の話だけではなくて、安全上の問題だとか、地下水に係る問題だとか、その他いろんな地震変動との関係の問題だとか、さまざまな意味のいろんな議論が起きていて、ここで可児市として扱えるものと扱えない問題、これは分けないかんですが、可児市民の生活や安定・安全に係るような話については、きちっとわかっている問題、いい点悪い点、やっぱり市が必要な整理はすればいいと思うけど、情報隠しはやっぱり問題だと思うので、そういう点をきちっと押さえた適正な対応をしてもらうように、やっぱり議会側としては出す必要があるんじゃないか。

特に、可児市の市民のどちらかの方が、議会報告会の席上で特別委員会をつくってくれませんかというような話が出ましたね。そういう発言がありました。それをいつ、どうつくる

べきかという議論は脇に置いて、ともあれそういうふうに議会に期待をしている市民の声がある以上、やっぱりそこはきちっと向き合っていく必要があるだろうと。

あと自治連合会という名前も答弁の中に出ました。市と同時に、自治連合会の関係者も既に積極的に活動してみえる方もおられるのを私も知っています。そういう関係でいくと、自分で直接じかに行って、JR東海とやりとりして、結構細かい情報を既に持ってみえる自治連合会の会長もおられるのは事実でありますので、その辺で持ってみえる情報はきちっと、議員はやっぱり知っておかなきゃいけないというふうに思いますから、そういった点も含めて適正な情報の提供を市としてはすべきだということを要請していく必要があるんじゃないか、これが私の意見です。以上。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見について、御意見のある方は。

〔挙手する者なし〕

ないですか。なければほかの意見でも結構です。ほかの意見がある方、お願いします。

委員（板津博之君） 今回の質疑でも、バス交通運営事業について、西可児バス路線運行補助金の件が出ていましたが、議会全員協議会でも公共交通、いわゆるデマンドタクシーと、それからさつきバスのダイヤ改正ということも諮られるということで、説明があったわけですが、実は議会報告会のほうでまだ案の段階ですけど、公共交通について意見交換というか、そういうテーマとして取り上げたらどうだという話も出ておりますし、やっぱりこれからの高齢化社会の中で、公共交通のあり方というのは非常に重要な部分だと思いますので、もちろん総合政策課としても、地域のほうに説明には行っておるんですが、もっと市民からも要望なりということも聞いていく必要があるのかなということも思っておりますので、この公共交通のあり方というテーマも扱っていただけたらと思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見について、御意見のある方は、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、ほかの御意見のある方、お願いします。

委員（山根一男君） 商工振興対策費のところ、住宅リフォーム助成金の質問をさせてもらったんですけども、この件、この予算決算委員会でも何年か前に継続で出した記憶があるんですけども、要は非常に効率と申しますか、3,000万円の補助金が7億8,000万円になっていると単純に考えれば非常に効果のある使い方だなと思うんですけども、もしこれがなかったらどうだという話もありますし、よく検証した上で、実はもう8月9月の時点でもうなくなるそうです。平成24年度もたしか10月で枯渇して、そこから先は3月いっぱいまでない。きょうの説明で、なくなることを前提に皆さんにそういうふうに言っているからというところもあったんですけども、確かにそういう方法もあるかなと思ったんですけども、本当に効果があって需要があるのであれば、補正予算を組んでも市の活性化、経済の活性化に役に立つことであれば、もう少しやってもいいんじゃないかなという単純な疑問からそういう質問をしたんですけども、経済活性化について、非常に関心の大きな課題ですけど、お金の使い方というところで議論した上で、有効な使い方を提案できたらいいかなと

思いますけど、意見です。

委員長（伊藤 壽君） これについての御意見のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。

そのほか。

委員（伊藤健二君） 今の山根委員の質問の趣旨の部分で、反問じゃないですけど、経済政策のあり方を変えろということをお願いしてみえるの。どこを見直せという質問なのか、質問の意図の部分がもうちょっとわかりやすく、簡単に結構ですから。

委員（山根一男君） 済みません。ちょっと話を大きくし過ぎましたけれども、要するにこの施策の有効性を検証の上、ぜひさらに上増しできることであれば、活性化に役立つことであるという判断で、議会としてももっと押してもいいんじゃないかなという意見です。あり方までは確かにちょっと問うておりませんが。

委員長（伊藤 壽君） この件についてほかに御意見のある方、お願いします。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。

では、このほかの意見について、御意見のある方はお願いします。

委員（小川富貴君） さっき板津委員がおっしゃったバス交通運営事業も、それから特に先ほど議論になった見える化政策というところも、両方ともつながるんですけど、要するに行政に望むのか、議会が率先してやっていく、それでいいのか。そのほうが議会としての役割が果たせるのか。もっと言ったら、議会が市民ともっと近くなって、議会の必要性をもっと市民に感じてもらうモチベーションになるのかということは今考えていたんです。

というのは、見える化といっても、例えば私とさっき伊藤委員との議論、公債費の問題やら何やらの話をしている、市民100人いて、誰が言っている意味がわかるか。繰越明許費だとか、起債だとかいう話、財政と言っただけで3歩ぐらい下がってしまう女性が多いわけです。

そういう中で、もっと行政の方でも、私たちにわからんようにするには行政用語をばあっと早口で言われれば、はいと言わざるを得ないような議員もいる中で、市民に本当に行政の見える化をするには、うんと砕いたわかりやすい市民用語をもっともっと使っていき、行政用語を訳して議会が市民に伝えるような役割を果たせるようになったらいいなという、そんなやっぱり議会ですね。行政に望むことじゃないと思います。そういう議会……。

済みません。話が何かばらばらになってしまいましたけれども、そういう議会だったらいいなというふうに思います。

委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これは平成26年度の予算編成に生かすとか、そういったために注意喚起すべき事項とか、附帯決議、付したほうがよいと、そういった意見ということで、御意見をいただければというふうに思いますので、済みません。議会とは少し違うのかなというふうに思いますので、

よろしく申し上げます。

ほかに御意見ございます方、ございませんか。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで御意見はないということで、今まで皆様方からいただきました御意見を副委員長よりまとめて発表させていただきます。よろしく申し上げます。

副委員長（伊藤英生君） 大体7つぐらいにまとめられたかなと思いますが、またこれは総務企画委員会所管の分科会のほうでもんでいただけたらと思うんですが、まずは山根委員のほうから、数字のつけかえミスの適宜な報告についてありました。

2つ目が基金ですね。財政調整基金とかの基金の問題で、伊藤健二委員、小川委員、富田委員のほうから御提案がありました。

3つ目が地域防災力向上事業の点で、防災力の地域格差是正に向けての御提言が川合委員、板津委員からございました。

また、富田委員のほうから、歩こう可児302等環境整備事業、こういった目玉事業で出てきたものに対して、最後までちゃんとやってくれという御提言がありました。

また、伊藤健二委員からリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の情報提供を議会のほうにしっかりと求めるということの提言がございました。

また、6つ目として、板津委員のほうからコミュニティバス等の公共交通のあり方についての御提言がありました。

そして7つ目が、山根委員のほうから、住宅リフォーム助成金のあり方について御提言がありました。

以上にまとめられると思いますが、何か補足等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

委員（川合敏己君） 私、地域防災計画が新たにいいのができたものですから、それが何とかうまく運用されるような、そういった取り組みをぜひ行政にはしていただきたいということをつけ加えさせていただきます。

委員長（伊藤 壽君） ほかにございます方は。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ないものと思います。

ただいま副委員長のまとめをもとに、9月20日に開催する第1分科会において、総務企画委員会所管の提言案をまとめていただきます。その後、9月27日の予算決算委員会において分科会長より報告をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。

これで終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は明日、9月18日午前9時より予算決算委員会（建設市民委員会所管部分）を

行いますので、よろしく申し上げます。本日は大変御苦労さまでした。

散会 午後 1 時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月17日

可児市予算決算委員会委員長